

令和7年第4回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 令和7年 12月 2日  
本日の会議 令和7年 12月 4日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 山口聡一郎君
課長 補佐 江口美和子君	主査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 荒木重臣君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 青田浩二君
建設産業部長 山崎禎三君	住民福祉部長 官司裕子君
健康保険部長 山本昭彦君	水道局長 渡部守史君
会計管理者 田中一之君	教育次長 荒木隆君
企画財政部理事 中村元則君	住民福祉部理事 細田愛二君
教育委員会理事 鳥山勝美君	契約管財課長 永野英明君
地域安全課長 金子寛之君	財政課長 北野靖之君
税務課長 福本美也子君	土木管理課長 藤崎隆行君
都市計画課長 前田将範君	教育総務課長 久原和彦君
生涯学習課長 中尾盛雄君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時05分



○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。

通告順6、安部都議員の①教育行政について、②障害者福祉行政についての質問を同時に許します。

10番、安部都議員。

○10番（安部都議員）

皆さまおはようございます。昨日、前葉山町長のお葬式に行っていました。人は亡くなってから、そして最後の告別式で、その人の人柄とか人望、生きざまというのが分かると言います。多くの人が弔問に来られ、本当に前葉山町長の熱い人望というのが伺えました。心よりご冥福をお祈りいたします。

それでは質問に入らせていただきます。教育行政について質問いたします。本町の教育行政につきましては、現在令和8年4月開校に向け、義務教育学校開設にご尽力されていることと察します。これから新しくなる高田の義務教育学校に子どもやご両親からも期待と不安の声が聞こえてきます。先日、高田小学校にて第4回高田の未来を語る会での教職員、保護者、地域住民、そして児童生徒との4者会議も開催され、学校名を決定する協議がなされました。その後、校名は高田学園と決定され、町教育委員会に答申したと11月8日に新聞報道にて発表されていました。正式には本議会にて決定される予定です。この物価高の折、小学校から新たに中学校へ入学するための準備等も保護者にとっては、新たな経済的負担等がかかってきます。そのような保護者の負担軽減などの支援策を踏まえた教育環境整備と、今後の義務教育学校の体制についてお伺いいたします。（1）高田小学校から高田中学校校舎に移る新5、6年生も中学生と同じ制服を導入する考えはないのでしょうか。また、将来的に長与町内全小学校への制服導入についての見解をお聞きいたします。（2）小学校から中学校へ入学する際、制服代夏冬用、体操服、バック代など、相当な経費がかかりますが、1人当たりの保護者負担額はおよそいくらぐらいでしょうか。また保護者負担軽減のため、補助金の支援の考えはどのようにでしょうか。（3）来年度新たに統合する高田小学校新5、6年生と、町内の小学校卒業をする新1年生に対し、制服代1人当たり3万円の補助をする場合、どのくらいの予算が必要となるのか、また可能な額などをお聞きいたします。（4）開校以降も当面分離型義務教育学校で進行していくと思いますが、いつ頃小中1校の校舎となるのか。それは近い将来にて実現可能かどうかをお聞きいたします。

②障がい者福祉行政についてお聞きいたします。12月3日から9日まで障害者週間の期間であります。障害者への理解促進や障害のある人の自立、社会参加の促進を図るために、地域でさまざまなイベント等が行われております。今年は金沢知樹監督の演出の下、9月14日から11月30日まで、約50年に一度と言われる第40回国民文化祭と第25回障害者芸術・文化祭（長崎ピース文化祭2025）が、文化をみんなにと

のテーマで開催されました。私は開会式に出演させていただき、また閉会式も最後の演出を見ることができ、会場皆さまと感動の中で終了することができました。しかしこのような盛大な催物が、天皇皇后両陛下ご出席の下、有名人、アーティストや音楽のプロを交えて一般の参加者との多彩な芸術文化一大イベントであったにもかかわらず、募集に対する倍率が高いため、本町の障害者もほとんど開会式などに参加することができなかったことは非常に残念なことでした。本町では、ピース文化祭の一環として、サバカン SABAKANの上映会が開催されました。1部、2部とも会場あふれんばかりのお客さまで盛会に終了しました。今回、長崎ピース文化祭2025の初開催で感じたことは、障害児者も健常者もみんなが手を取り合い、一つになって英知や知恵を絞ればどんなにかすばらしい芸術作品が完成できるのだと改めて実感した次第です。そこで以上のことを踏まえ、ながさきピース文化祭の感動や振り返りとともに、同時に障害者の対応の点からも住民から課題の声が聞こえてきました。そこで以下の点についてお聞きいたします。(1) 役場玄関前にて弱者対策として、雨風を気にせず、安心して役場内に入れる屋根付き障害者等駐車場設置に向けての進捗状況はいかがかお聞きいたします。(2) 町民文化ホール前の駐車場において、特にイベント開催時は積極的に障害者等が優先的に駐車できるよう、スペースを拡大する配慮の考えはないのか見解をお聞きいたします。(3) 障害のある人もない人も共に「ピースで笑顔の文化と平和を発信」を合い言葉に、長崎出身の歌手を招いて、町民、障害者も健常者もが共に曲を作曲し、参加者全員で合唱を行うピーススマイルプロジェクトと題して、平和や文化のイベントの際、全国に向けて、平和で笑顔あふれる長与の活動や発信などの考えはあるのか、お聞きいたします。以上よろしくお聞きいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。ピース文化祭本当に安部議員におかれては大変お疲れさまでした。車椅子ダンスご披露、天皇皇后両陛下の前でご披露していただき、健常者とのコラボが非常にいい文化祭だったんじゃないかなというふうに私も思っております。さて、安部議員のご質問にお答えいたします。障がい者福祉行政、1点目、役場玄関前の屋根付き障害者等駐車場についてということであります。1番目、2番目2点目3点目のご質問につきましては、所管しております教育委員会の方からお答えをいたします。私は2番目1点目のご質問についてお答えいたします。役場玄関前への屋根付き障害者等駐車場の設置につきましては、継続して研究をしているところでございます。玄関横に屋根付き駐車場を設置する場合は、どうしても車道より1段高くなっている歩行者通行部分の切下げや、運転の誤操作による庁舎建物への衝突、こういったものを防ぐための安全対策等も必要になりまして、大変大がかりな工事になるということが想定されております。そのため今後庁舎の大規模改修を検討する際に併せて設置できないか、

また活用できる補助金等がないかも知れ、現在研究を行っているところでございます。なお、屋根付き障害者等駐車場につきましては、ご案内のとおり水道局庁舎横に設置しておりますので、そちらの方もご利用いただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目、教育行政についての1点目、高田中校舎に移る新5、6年生の制服導入と、将来的な全小学校への制服導入についてのご質問にお答えいたします。安部議員ならびに町議会議員の皆さまには、平素より教育行政に対しまして深いご理解と熱いご支援を賜り、心より感謝いたします。また、来年4月に開校する本町初の義務教育学校高田学園、本定例会におきまして条例案を上程しておりますので、この名称を使わせていただきますが、その計画段階から関心を高く持っていただき、温かいご支援を頂いていることに重ねて感謝いたします。おかげさまで、高田の未来を語る会を中心として設立に向けた準備が着々と進んでおります。高田学園の開校に合わせて、高田小の現在の4年生から6年生までが、高田中校舎に学びの場を移すこととなりますが、制服を着用するのは新7年生、現在の6年生からとしておりますので、新5年生、新6年生となる現在の4年生、5年生は制服の着用をいたしません。また、町内全小学校への制服導入についてのお尋ねでございますが、これまで同様、小学生ならびに義務教育学校前期課程の児童への制服導入は考えておりません。2点目、中学校入学時に係る生徒1人当たりの保護者負担額とそれに対する補助についてのご質問にお答えいたします。中学校入学時に購入する物品をどこまで広げるかでかかる経費も異なりますので、ここでは入学説明会等の折に購入する物品につきましてお答えいたします。まず制服につきましては、学校ごとに異なるデザインやサイズの大小、スラックスかスカートの選択により金額が一律ではございません。平均価格で見ますと、夏用制服が約1万8,000円、冬用制服が約4万7,000円となっており、制服代として6万5,000円の経費がかかります。これに加えて、ジャージや体操服、シューズ、通学バック、デザインセット等が必要となりますが、兄弟や知人から譲り受けることなく、全てを購入するとなった場合の保護者負担額は約11万円でございます。現在本町では就学支援を受けておられるご家庭に対しましては、中学校の入学準備金として、生徒1人当たり6万3,000円を町より支給し、負担軽減を図っております。その他の補助につきましては、現段階では考えておりません。3点目、制服代1人当たり3万円の補助をする場合の予算規模、また可能な額なのかのご質問にお答えいたします。来年度の高田学園の新5年生、新6年生につきましては、先の質問で答弁いたしましたように制服の着用はいたしませんので、今年度小学校を卒業して、高田学園の新7年生と中学校および長与第二中学校の新1年生となる426人の生徒で試算いたしますと、1人当たり3万円の補助をするとした場合、1、

278万円の予算が必要となります。これまで同様制服の補助をする考えはございませんので、可能な額か否かというご質問につきましては、回答を控えさせていただきます。4点目、いつ頃小中1校の校舎となるのかのご質問にお答えいたします。統合型への移行につきましては、今後の高田南土地区画整理事業区域内の宅地への入居状況とそのペース、および高田地区の児童生徒数の自然減の主に2つの影響を持って判断すべきことであることから、この時期について現時点で確定的に言及することはかなわないことをご理解いただければと存じます。しかしながら当該地区の入居状況につきましては、今後とも所管である都市計画課との連携を密にし、その把握に努め、統合時期につきましては適切に判断してまいりたいと考えております。

2番目2点目、町民文化ホール前の駐車スペースについてのご質問にお答えいたします。町民文化ホールにおきましては、現在約100台分の駐車スペースのうち、ロータリーに車椅子使用者用駐車施設を2台分設置しております。利用に際して特段の予約や事前連絡も必要なく、ホール開館時には常時ご利用いただける状況となっております。また町主催事業などチケットの販売を伴うイベント時には、車椅子使用者専用座席のチケットを購入された方へ駐車券をお渡しし、専用駐車場の他にも駐車できるスペースを確保しております。それ以外の各種イベントの際にも、文化ホール前の駐車場につきましては、障害のある方などが利用しやすいように駐車場整理の際には配慮しております。今後とも駐車区画割りの見直しや状況に応じたスペースの確保に努め、希望者が円滑に利用できるよう、ホール管理者と協力しながら適切な運営を図ってまいります。3点目、障害のある人もない人も共に行う合唱イベントについてのご質問にお答えいたします。現在本町では議員ご提案のイベントと類似するものとして、音楽を奏でることで平和の尊さそして戦争の惨禍の記憶を風化させることなく後世に引き継ぎ発信していこうという思いを込め、毎年8月に平和コンサート in ながよを実施しており、今年で26回目を迎えました。このイベントは、年齢、性別、障害の有無を問わず、子どもから大人まで多くの方々にご参加いただいております。長与町民を中心とした参加型のコンサートであり、学生による吹奏楽やプロの合奏、県内でも珍しい子どものための弦楽器講座受講生の演奏、さらにこの日のために組まれた平和コンサート in ながよ合唱団による合唱や平和の詩の朗読等さまざまなプログラムを実施しております。加えて、コンサートの最後には参加者全員で合唱合同演奏を行い、平和への思いを共有発信しております。本コンサートの実施体制につきましては、毎年平和コンサート実行委員会を組織しておりますので、今回ご提案いただきました内容につきましても、その中でご意見を伺ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。制服の有無についてでございますけれども、

日本の学校制服は今や世界中でかわいい文化の1つとして注目をされております。そこで、全国的なアンケートを取ったカンコー学生服の許可を得ていますので、インターネットリサーチをご紹介します。小学校で制服が一番多いのは、中国四国地方の77.9%、2番目が甲信越北陸の44.8%、3番目が近畿の37.5%、4番目が九州・沖縄23.8%と続いております。そこで、長崎県では私立の小学校以外の公立小学校には制服が今のところ導入されていないというところでよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

公立の小学校での制服は長崎県内ではございません。国立と私立のみになっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

今度統合する高田小学校の保護者や子どもたちから、今後の中学校へ通学するに当たって制服や私服についての相談、導入などの意見などがこれまでにあったでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

進学される新5年生、6年生の保護者の方から、中学校と同じように5年生も6年生も制服になるのでしょうかというお尋ねがございました。回答としましては、5年生6年生につきましては制服は着用いたしませんという回答をいたしております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、そういったお答えがありましたけれども、例えば保護者や子供たちに、この制服導入会議についてですね、今後アンケートやインターネットリサーチをするお考えはないのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現段階ではそういったアンケート調査をする予定はございませんが、現在各中学校では、校則や制服等々学校の生活については生徒の意見を聞きながらいろいろな約束事を決めておりますので、そういった話が今後出てくる可能性はあると考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

このアンケートの中で、制服の必要性があった方がいい、または制服はないほうがいいというその理由がありました。大体約1,200人の保護者の方からのアンケートで、約半々っていいでしょうか、少し制服がない方がいいっていうのが多かったように見受けられますが、例えば制服の必要性について1番目に「着る服で悩まなくて朝からよい」と、「それから冠婚葬祭で使える」と。そして「私服だとたくさん1年生から6年生まで買わなければいけないけど、制服だとそれが買わなくていい」と。「制服は私服より費用がかからない」と、「楽だから、子どもがきちんとした気分になるから」、そういったところの理由が挙げられております。それから、制服がない方がいいという理由では「成長期などですぐに小さくなるから、そして2番目にすぐ汚すと制服だと手入れが大変、で3番目に私服の方が楽で制服はちょっと堅苦しい」と、そういったところの理由が挙げておりますけれども。例えば制服ですね、先ほどの制服について、兄弟姉妹がいるところはお下がりがあるというふうにも思いますが、卒業して不要になったからこの制服は要らないよっていう保護者のところでは、この制服についてのリユースなど現在行ったりはしているのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

リユースの仕組みにつきまして、教育委員会や学校が中心となっているものはございません。個別それぞれのご家庭の間での譲り受けは行われているようなお話を聞くことがございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

その制服の、長崎県では困窮したご家庭に学生服バンクという活動がありまして、そこで卒業して着られなくなった制服を預けて、そしてお互いでやりとりをすると、無償です、そういった所もございます。例えば、中学校1年生から3年生までの間で、大体平均して身長というのはどのぐらい伸びるというふうに見受けられますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

身長差、中学校1年生から3年生までというところでお答えをいたします。およそ個人差がございますが平均して男子の場合は15センチから20センチ程度の伸びが見られます。女子の場合は10センチ程度の身長の伸びが見られます。体重についてはお答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうすると制服を1年生から3年生、今度もし小学校5、6年生が導入するとなると、先ほどのお答えではしないということですが、もし仮に制服を導入するとなった場合、現段階では保護者の皆さま方は買い替えをなさっている、またはお互いにやりとりを行っているというところで今のところよろしいのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

小学校の高学年から中学生にかけては第2成長期に入りまして、子どもたちの心身の成長は著しい時期でございます。小学校5年生から中学校3年生を比較しますと、身長では30センチ近く違います、男子の場合ですね。女子の場合は16センチ程度の違いが見られます。ですので、買い換えていう場合と譲り受けの場合以外にも、補正で対応しているところが多いように聞いております。中学生の間は先ほど申し上げましたように、10センチ、20センチですので、スラックスの場合、スカートの場合は裾の補正で10センチ程度は長くできるというように聞いておりますので、補正を多くしておるというようなお話を聞いておりますが、やはり個人差がありますので、大きく成長するお子さんにつきましては、買い換えや譲り受けなどをされているように聞いております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

この制服については本当、後でまた質問をいたしますが、困窮者に向けた対応などもございますので、今ちょっと聞いております。それから、この中学校3年間、小学校5、6年生からも、本当に身長が伸びるということで分かりました。福岡県の新宮町では、役場内の学校教育課または中学校の1階の事務所で、要らなくなった制服などもお預かりして、その困窮者の方に差し上げるというか、貸与するとかありますけど、そういった長与町ではリユースのお考えはないのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

リユースの仕組みにつきましては保護者の負担軽減にはつながると考えますが、制服販売をなりわいとされている商店も町内にはございますので、それを考えますと学校および教育委員会がそれらを推奨したり、介入したりすることはできないと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

これは本当に後でまたあれしますが、本当に制服代先ほど約11万円かかると、もろもろ合わせてですね。制服は夏が1万8,000円、冬が4万7,000円、合計6万5,000円、体操服を合わせて11万円ほどかかるというところだったんですが、非常に保護者の方に対しては、もう重い春の入学シーズンだと思うんですね。そこで、保護者負担っていうのが大変重たいというところで、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンというところがまたアンケートされております。ここで入学費用の捻出方法が、要するに11万円、全国的にもかかると思います。そこで、やはり入学費用を捻出するっていう方法は、生活費を削るというふうに答えた中1の保護者の方、答えた人が63.5%いるそうです。それから親族からの借り入れやローンが中1で32.9%、それだけ11万円というのが非常に重たいというところで、用意するのも大変だということでお見受けいたします。そして入学費用の中で、やはり準備するのに一番難しいのがやっぱり制服代だって答えた人が81.2%あったそうです。やっぱりそういった声も保護者から聞かれますが、本当に厳しいという声は保護者から聞かれないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

今、議員がお示しの数字を見ますと大変ご苦勞がされてるご家庭はたくさんあるんだろうなというように推察いたしますが、教育委員会の方に制服代で苦勞してますっていうお話が上がってくることはございません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

今のところ教育委員会には上がってないということですが、保護者同士ではね、そういったところはあるのかなと、話がですね、思います。そして先ほどお答えがありました3万円の補助をするにはどのくらいかということで、新中1の方では426名で、3万円だと1,278万円というお答えがありました。小学校新5、6年生も合わせたら約3,180万円になるかと思えます。1,060人ですね、なるかと思えます。その辺り1年に1回のところで、やっぱりそういったちょっとかなり大きな経費となりますけれども、補助をするというのはやっぱり生活困窮者、そしてまた一番大切な本当はざまにいるご家庭に対しても、非常に、先ほど就学支援の新1年生に対する入学準備金のことを言われておりましたが、そこに入らない方たち、世帯では大変厳しいと思うんですね。その辺りはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

就学援助制度の対象につきましては、要保護者と準要保護者になっております。それぞれに基準がございます。議員がご指摘のとおり、基準ぎりぎりのところで認定されなかったご家庭には援助が現在はございません。従って、負担が大きい部分というのはございますが、かといって基準を下げて新たなラインを設けると、また新たなはざまの方が生まれてきます。ですので、現在の基準を変えるつもりはございませんし、これまで基準に該当される方には援助を行い、基準外の方には援助を行わないというのが現在の考えでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、昨年度よりやっぱりこの物価高騰によりまして、制服代が高校生で1万円上昇したり、そしてまた中学校でも8,000円ほど上昇したということでございますので、やはりかなり家庭での負担が増になってるところです。品川区では制服代3万3,000円から5万5,000円の補助をしている。そしてまた荒川区では入学祝金小学校5万円、中学校が2万円、新宿区では入学祝金10万円というところ、支援をされているところではありますが、やっぱりそういった対象者が外れた方、そしてまた入学準備金の中には制服代という項目はないわけですね。その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本町が支給しております入学準備金につきましては制服代であるとか、通学バック代ってような細かい費目で分けておりません。入学準備金という形で、金額につきましても国の基準に準じたものとなっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

先ほど申しましたように、やはり入学する時に制服代とか入学祝金とかいうところで補助をしてる自治体があります。その辺りのお考えはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

生活が困窮されている家庭につきましては、就学援助制度の中で入学準備金を支給しておりますので、その他のご家庭につきましては援助する予定はございません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

先ほど何回も申しますけれども、はい、支援を、なかなか難しいというところですけど、やっぱりこういうのを要保護、準要保護世帯というところも、それ以外のところも、かなりそのところ負担がある、はざまにいるところも負担が大きいというところで、やっぱりこういった保護する世帯その自治体もございますので、そのところはもう少し勘案して、そういった皆さま新1年生のご家庭のところには、支援をまた今度するような考えをしていただきたいなと思います。6万円幾らだと、どうしてもそこに残りが4万円ほど足りないわけですね。だからその辺りはまた今度勘案していただきたいなと、検討していただきたいなと思います。それから、開校時の分離型義務教育学校で進行していくというところでもありますが、高田南土地区画整理事業がどんどん進んでいくと、やっぱり新たな家が完成して、また高田小中学校も増加すると思いますが、中学校で教室が不足するという事態にはならないのかその辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

今現在、今年度末での入居率の見込み、特に一括施工で令和4年度以来供用開始された地域について申し上げますと、年度末の見込みが14%程度ということで、急激に児童生徒数が伸びるというような状況には今ないのかなというふうに思っておりますので、今後張り付け具合というのも当然監視しながらという形にはなりますが、現在の見込みではすぐ高田中がパンクするというような状況にはないのかというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

今のところはそのような懸念はないというところでありましょうか。しかし親御さんからもやっぱり兄弟別々に通うのは何か本当に心配だという声が上がっております。近い将来やっぱり統合しないのかという声も上がっておりますが、保護者の方からはいかが、そのようなお声というのはいまだに上がっておりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

分離型の義務教育学校でスタートするってということのご理解は進んでいると思いますので、現在、今の段階で分かれて通うことに不安を抱えていらっしゃる方もいらっしゃるかと思うんですが、その声が教育委員会までは上がってきておりません。また、小学校と中学校で分かれて通っていたのですから、その点につきましてはそう大きくは変わ

らないのかなというように考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。そのうち通いでしたらそれぞれご家庭の方も子どもも慣れてくるのかなというふうには思いますけれども、よろしく願いいたします。

大きな2点目に参ります。この障害者の福祉行政については、私はこの屋根付き障害者等駐車場設置につきましては、もうこのところ毎年ですね、毎回本当に質問をいたしております。同じ前回とのお答えでございました大型工事、大規模改修の時にまた改修をいたすというところでもありますけれども、やはり障害者駐車場と今のところ屋根もないわけですね。そして雨、風、降った時にはもう本当びしょびしょに濡れながら行かないといけない。そしてまた玄関前も横断歩道、そしてまた役場の武道館側の方もやはりその横断歩道を渡りながら、あと車が急に来たりですね、やっぱり事故に遭うというようなケースもね、本当に大変な、そういうふうに懸念されるわけですが、その辺り本当に命の大切さ、そしてまた弱者が大変な今状況にあって、毎回障害者団体からもお声を上げてもらってますので、その辺りお考えについてはどのように思われますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

この件に関しましては議員の方から何度もこうやってご要望いただいておりますので、要望の強さというのはもう十分承知しております。そのような中で、役場も含めた公共施設の方、こちらの方もいろいろ老朽化が進んでおまして、順次、順番ですね、順位順番を付けて整備をさせていただいております。そのような中で、屋根付き駐車場をすってなった場合に、やはり補助を使ったり、あと民間とタイアップした方法そこら辺りをやっていかないと、なかなか単独予算での実施は困難かなと今思っております。そういったことで前回3月にご要望いただいた後もすぐ動いたりしまして、補助金を探しましたがけれども、なかなかいいものが見つかりません。あと民間事業者からのPPA方式っていう方式があつてですね、そういったのお話も聞いたりしましたがけれども、スケールの問題ですね、こういったこととか数ですね、とがあつてですねなかなかその実現に至っておりません。そういったところで、いつできる、設置できないというお答えはできませんけれども、今後も引き続きご要望を強く頂いておりますので、研究を続けてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

検討していきたいというところがございますけども、やっぱりこのところは命の問題でもありますのでね、交通事故、本当障害者の皆さまからも、やっぱり誰かがやっぱりけがをしないと分からないのかなど。事故になってからしかしないのかなってそういう声も見受けられますので、その辺りですね、実際、国の補助金というのは本当はないんでしょうか。その辺りご検討はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

こちらの方は私どもも調べましたし、福祉関係の所管にも尋ねたりしたんですけども、なかなか福祉関係でそういったハード部分に関する部分が今のところないので、どちらかといえば民間事業者から提案が時々あるんですけども、そちらでできないかとか、そっちの方を今ちょっと重視しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

早急にまた考えていただきたいなというふうに思います。それから町民文化ホールの前の駐車場でございますけども、ここは100台ですね、あるというところで、障害者駐車場は2台確保しているというところなんですけど、しかしですね、一番上の所は何台ぐらいありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

一番上の所につきましては、正確な数字はちょっと数えてませんが、15台前後停めれる中で2台分の障害者専用等の駐車場を準備しております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

障害者の方たちも、先ほどチケット販売イベント等ですね、チケット販売の時に追加できるスペース、チケットを購入すると同時に障害者の方には配慮しているというところでお聞きいたしましたが、やはりそのチケット購入の時に頂けなかった方たちが、例えば障害者とその駐車場に行った時に、イベント時ですね、たまたまチケットの駐車可能、あれをもらってなかったというところで、そこもう止められませんよというところで、何か駐車管理をされている方からやっぱりこう止められたというようなケースがあると事例があるというところでありましたけど、そのようなお声はお聞きになったりしたことはございませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

すいません、その件につきましては、教育委員会として事例としては把握はしておりません。逆に言うと意思疎通を図って行って駐車側の管理業者ですね、そういったところにも、再度お話を聞いてみたいと思いますけど、今のところはその事例というのはお伺いはしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

やはりそういったスペースを確保するっていうのは、何かやっぱりなかなか車椅子もつえをついてる方も、内部障害の方もいらっしゃいますのでね、そういったところでは幅広く、例えば白線を引くとか、やっぱり2台だけじゃなくって、3、4台を広げるとか、やっぱり優先的に合理的に停められるような形というのはお考えはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

教育長答弁にもありましたとおり、事前に分かればですね、そういった形で配慮はしております。その当日ですね、いきなりというところなんですけど、何も全然分からなくて来られた方の分として2台をキープしておりますので、もうまず事前にそういった形で申し出てもらう、意思疎通を図るっていうところが重要になってくるかなと思っております。プラスして、新しくそういった場所を造るということにつきましては、ハード的な部分はちょっと難しいかと思えますけど、ソフト的に看板を設置するとかですね、そういった形の対応は今後も続けてまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、しっかりですね、やっぱりそのところの合理的配慮をしていただきたいと思います。お願いをいたします。それからこのピースの笑顔の文化と平和を発信というところで提案をいたしました。ここは今のところ8月の平和コンサート in ながよ、それから11月の文化祭音楽祭などでは発信を、皆さんと合同で歌ったり踊ったりダンスしたりというところで、しておりますけれども、新たにまた違った形で。ここ3年間の5年、6年、7年のこの平和コンサートや文化祭音楽祭での集客状況というのは今のところどのような形でされ、どのくらいありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

過去3年の参加者数という形でお答えしたいと思います。まず平和コンサートになります。平和コンサートは、令和5年度が376人、6年度が432人、7年度が437人となっております。そして町民文化祭ですね、こちらは芸能祭と音楽祭と分かれておりますので、順次お話をしたいと思います。5年度の芸能祭が461人、音楽祭が554人、令和6年度の芸能祭が516人、音楽祭が515人。令和7年度の音楽祭が483人、芸能祭が559人となっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

結構多くの方がこの音楽祭や平和コンサートに来られているというふうに見受けられます。私も平和コンサート、毎年見に行っておりますけれども、やっぱり今まで同じような形でずっと発信をされているかと思いますが、この平和コンサートの実行委員というか内容というか、これはどこが主催でされてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

平和コンサートの実行委員の内容という形でよろしいでしょうか。主催ですね、こちらですね、例年団体として出てこられてる合唱だったりとか子どものための弦楽器講座等々、さまざまな団体があります。それぞれの代表者を数名、全部で5名ですね、集めて実行委員会をつくっております。そこに町が事務局として入ってる状況で行っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そしたら文化祭の方は町が主催で生涯学習課が主催でされてるところでよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

そのとおりでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

また今度違った形でですね、これまでも本当にいろいろな形でイベントされておりますが、今回は私の提案は、例えば長崎市出身の歌手、例えば長崎出身の歌手の上奥まいこさんという方もいらっしゃるんですが、そういった方たちをお呼びして、子どもたち

障害者含めて、大人も含めて、平和の歌を作ったり作詞作曲したり、そしてそれで皆さんで合同でその時に歌ったり、ちょっとそしてまた、そのDVDでオンラインで配信したりっていうような活動もちょっと見えてくる、長与町のPRになるかなと思いますが、その辺りはどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

ご提案ありがとうございます。今、個人名のお名前が出ましたけどこの案件についてはちょっと明言は避けたいと思っておりますが、やはりそのご提案ですね、コンサート自体の趣旨を考えるならばですね、やはりどうしてもまずは長与町に在住する音楽家、そして長与町にゆかりのある音楽をされてる方も多数いらっしゃいますので、まずそちらの方に趣旨、企画を申し上げて、お話を進めていくことが大事になってくるのかなと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

長与町の出身の音楽家もたくさんいらっしゃいます。そのところも、こういった形で違った形でね、検討を図っていただきたいというふうに思います。例えば今年被爆80年だったので、長崎市の原爆に遭った城山小学校、山里小学校は福山雅治さんの「クスノキ」を合唱したりとか、世界的有名な弓削田健介さんなども平和学習の子どもたちと一緒に最後合唱を歌って全国で回ってるとかありますので、その辺りを今度文化祭、例えば平和コンサートの時にそういった試みとして1つのイベントとして、また発信をしていくというところで最後にお答えをお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

先ほどとちょっと教育長答弁と重なる部分もあるかと思いますが、基本的には実行委員会、そして町も事務局として入っておりますので、平和コンサートの件につきましては、文化祭等もですね、町でいろいろ決めれますので、何か一つですね、毎年1個ずつ変えていこうという意味はありますので、新しい試みとしてですね、そういった部分は実行委員会そして町も含めて、検討していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

よろしく願いいたします。長与町が平和で安心なこの長与町、子どもたち、障害者みんなが、まとまって文化祭そして平和コンサートを発信できるような形でこれからも

PRとして、よろしくお願いいたします。これで一般質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時35分まで休憩いたします。

（休憩 10時22分～10時35分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、下町純子議員の本町でできるゼロカーボンへの取り組みについての質問を許します。

1番、下町純子議員。

○1番（下町純子議員）

皆さまおはようございます。昨日、同僚議員からゼロカーボンへの取り組みについての質問がありました。本日の私の質問がかぶる部分があるとは存じますが、答弁の方、よろしくお願いいたします。では質問に移ります。私の質問は①本町でできるゼロカーボンへの取り組みについての1点です。日本は四季がある国と言われていますが、年々夏が長くなっていくのを感じます。特に今年は例年より梅雨明けが早く、その後は毎日が真夏日となり、35度を超える猛暑日の記録を更新した地域がたくさんありました。降水量が少なく農作物に影響が出ましたが、一変して災害をもたらすほどの大雨が降り、甚大な被害が出た地域もありました。また、熱中症で搬送される人が多く、暑さが命に直接関わるということを自分ごととして感じました。今年の夏は例年以上に地球温暖化が進んでいるということを実感のものとして感じた人は多いのではないのでしょうか。気候変動の原因とされている温室効果ガスは、経済活動、日常生活に伴い排出されています。企業が排出するよりも国民一人ひとりの日常生活に起因する温室効果ガスの方が多いという説もあるそうです。しかしながら、個人の生活の中では何をすればいいのか分からないし、実感できないというのが正直なところです。本町はゼロカーボンシティ共同宣言を行っています。脱炭素社会実現のための効果的な取り組みを行うために、長崎市、時津町と共同して、地球温暖化対策実行計画を策定しています。本町では具体的などのような取り組みをしているのか。町内の事業者や町民はどのようなことができるのか。温室効果ガスを削減するための対策をお尋ねしたいと思います。（1）本町では、ゼロカーボンへの取り組みとして、どのようなことをしていますか。（2）事業所や店舗に対してどのような指導や助言をしていますか。（3）家庭でできる身近なゼロカーボンへの取り組みはどんなことがあると考えていますか。（4）以前、総務厚生常任委員会から提出した提言書で、宅配ボックス、バッグの活用を推進する取り組みを提案しています。宅配ボックス、バッグは再配達を減らし、温室効果ガスの削減に有効だと考えますが、町として今後取り組む考えがありますか。以上を質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、下町議員の本町でできるゼロカーボンへの取り組みについてということで、1点目が本町でのゼロカーボンへの取り組みについてのお尋ねでございます。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたしました令和5年度以降の本町の主な取り組みといたしましては、太陽光発電設備、蓄電池設置に対する補助、省エネ家電購入費補助、住宅用LED照明購入費補助などの助成事業を行っておるところでございます。啓発事業といたしましては、ごみの適正分別、減量化に関する出前講座や各種イベント時におけるパネル設置などを実施しておるところでございます。また、公共施設のLED化やゼロカーボン電力の調達、EV公用車の導入など、ゼロカーボンの実現に向け、さまざまな事業に取り組んでいるところでございます。2点目でございます。事業所や店舗に対する指導や助言というお尋ねでございます。事業所や店舗に対するゼロカーボンに向けた取り組みといたしましては、ごみの適正分別、減量化を目的といたしました事業系一般廃棄物の展開検査を定期的に長与・時津環境施設組合と合同で実施をしております。これは事業所などから出る事業系の一般廃棄物を収集業者が搬入する際に、適正に分別されているか検査を実施をいたしまして、必要に応じまして排出事業所ならびに収集業者に対しまして、指導、助言を行うものでございます。平成30年度の実施以降、事業系一般廃棄物の大幅な減量化にもつながっておるところでございます。3点目でございます。家庭でできる身近なゼロカーボンへの取り組みについてのお尋ねでございます。家庭でできる身近な取り組みといたしましては、ごみの分別や公共交通機関の利用などが挙げられますが、県においては、このように身近に実践できる活動を紹介するながさきデコ活ゼロカーボンアクション12という取り組みを県全体で実施をしておるところでございます。これは脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を目的に、月ごとにテーマを決め毎月1つ具体的な内容を県民宛てに発信をし、実践していただくというものでございます。本町でも毎月ホームページならびにポスター掲示によりまして、町民の皆さまへ周知を図っているところでございます。4点目でございます。宅配ボックス、バッグの活用推進についての質問でございます。町民に対する宅配ボックス、バッグの活用、推進の取り組みといたしましては、まず、本年2月に先ほど申し上げましたけれども、ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12での宅配ボックスや置き配の活用による再配達削減につきまして、本町ホームページとポスター掲示により案内をしております。3月には長与シーサイドマルシェにおきまして、環境に関するブースを設置をいたしまして、ポスター掲示による周知を行ってきたところでございます。また、11月には、長崎水辺の森公園で開催されましたエコライフフェスタ、これにも長与町のエコに関するブースを設置をいたしまして、その中で同様の周知を行ったところでございます。今後もさまざまな機会を通じまして、活用、推進を図ってまいりたいと、そ

のように考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ゼロカーボンについては、本町がさまざまな取り組みをしていることが分かりました。ありがとうございます。では再質問に入ります。まず、自動車について質問いたします。本町は、公用車、軽自動車やトラックを含めて何台の車を所有しているのでしょうか。そのうちEV車は何台ありますか。また、本町所有の車については先々EV車に移行していく予定なのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

消防車ですね。こちら10台あるんですけど、そちらを除いた普通車両といたしますか、そういった分で51台でございます。消防車が10台ございます、別にですね。そのうち役場に42台置いてございます。それからそのうちEV車の方ですけれども、4台でございます。今後の導入計画の方なんですけれども、公用車というのはほとんどがリース車両でございます。リースの更新時ですね、そういったとき5年ごととかになるんですけど、EVカーを検討するようにはしております。ただちょっとEV車の方がガソリン車と比べまして、いまだにその価格の方がちょっと高うございまして、国の補助金等を活用してもガソリン車に比べて約2倍のリース料金になってございます。EV車1台で2台分のガソリン車が用意できるみたいな感じになっておりますので、そこら辺です、町としては脱炭素化社会、こういったものの実現で役場が率先してEV公用車、こういった導入をどんどん進めてまいりたいところでございますけれども、今言った費用対効果の面も考慮しながら今後の増台については検討していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ありがとうございます。役場の車庫でEV車を充電しているのをよく見かけるんですけども、今現在は4台だけなので足りているのか。現在車庫内で充電できるっていうのは何箇所あるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

今は1台1つの充電設備になってますので、4台普通充電設備があるので、それぞれの車両に1個ずつございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

同時に4台充電できるということでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

今後、EV車が増えた場合に足りなくなるということはないでしょうか。その場合、充電箇所を増やすというような予定がありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

今の車庫棟は、今4台分あるんですけども、それを全て使った場合に、今年の夏とか1回ブレーカーが落ちたことがあったんですよ。管理公社の事務所とかもあって、同時に使った場合に落ちたりするので、電力的にももうこれ以上は車庫棟の中には厳しいのかなと。今ある4台分を順番で使うとか、しばらくはそういった形になるかと思うんですけど、今後は水道局裏の第3駐車場ですね、そちらに普通充電器か、高速充電器ですね。EV車がどんどん増えていけば高速充電器あたりも考えていかなければいけないかなとは考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

充電については分かりました。今度できる新図書館等複合施設の方にも何か充電箇所ができるという話だったと思うんですけども、それも活用できるということで、今のところ十分なのかなというふうに思います。次に庁舎内でできる取り組みの1つとして見つけたものがあるんですけども、香川県高松市なんですが、高松市では市庁舎の玄関にウォーターサーバーを置いて誰でも使えるようにしているそうです。職員だけでなく来庁者もマイボトルを持ってさえいれば利用できるということです。本町でもウォーターサーバーの設置を検討できないでしょうか。家庭用のもので構わないと思いますが、小さな取り組みかもしれないんですけども、ペットボトルの利用を少しでも抑えることができるのではないかとちょっと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

高松市が行ってるウォーターサーバーの設置ということですがけれども、目的が議員がおっしゃったとおりペットボトルの削減ですね。それと紙コップの削減とか、そういったものにつながるものが目的であるのかなと思うんですが、詳しい内容につきまして、また今後調べて勉強させていただいた上で、ちょっとそこは判断をさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

今現在庁舎の1階にお茶などの自動販売機が置いてあります。多少営業妨害になる点があるかもしれないんですが、ウォーターサーバーを置くことでマイボトルを持参する人が増え1日に何本もペットボトル飲料を購入する人が減ってくれたら、ごく小さい取り組みですが、ゼロカーボンへの取り組みに貢献できると思います。ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。また、もう一つ、高松市ではゼロカーボンについての取り組みをしています。それはゼロカーボンについて学び、それを地域で広めるリーダーを育てる脱酸素型ライフスタイル推進リーダー養成講座というものを設けています。リーダーを育て、そのリーダーが各自の自治会や地域、所属する団体や学校で、ゼロカーボンへの取り組みを広めていくそうです。本町にもこのような制度がありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

似たようなといいますか、類似するような取り組みで環境サポーター制度というのを取り組んでおまして、それは特にごみの減量とか分別に特化したものが主ではあるんですが、それに似たような活動ではないかなと思うんですが、そのごみ以外の地球温暖化に関する取り組みですね。こういったものに関する養成講座であったりとか、そのリーダーの育成ですね。というのについては、直接は本町では行ってないんですが、類似するものとして環境サポーター制度というのがございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

本町にも似たような制度があり、分別の指導をされているということですね。ごみの分別は私たち個人レベルでできる最も身近なゼロカーボンへの取り組みですので、今後ともさまざまな場所で啓発活動に励んでいただきたいと思います。

次に事業者や店舗への指導や助言についてお尋ねいたします。本町のごみのリサイクル率は県で3番目に高いということです。およそ3割がリサイクルされています。それ

は本町の担当者が町民だけでなく、事業者や店舗に対して細やかな指導や助言を行っているからだと思います。これからリサイクル率を向上できるよう、またお願いしたいと思います。今後、事業所や店舗に対して新たに指導や助言をすることがあれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

事業者や店舗に関しての地球温暖化に対する取り組み、指導や助言ですけれども、町長答弁の方で1つ、ごみに関する事で、事業系一般廃棄物の展開検査というのを実施しているということをご紹介させていただいたんですけれども、その他ごみとまた違う部分では、再生可能エネルギーの推進ということで、太陽光発電設備と蓄電池設備の設置についても事業所を対象としております。しかしながらですね、令和6年度から行ってはいるんですけれども、事業者からの一応申請というのは現在あってないところでございます。そういったこともありまして、現在ですね、そういった事業所や店舗向けにも他にどんな支援ができるのかであったりとか、共同で取り組むことがないかということについては、現在ちょっと検討を進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ぜひ検討をよろしく願いいたします。次に家庭でできる身近なゼロカーボンへの取り組みについてお尋ねいたします。家庭でできることは、まずはごみの分別をきちんと行うことだと思います。決められた日に決められたものを出すというのが基本です。私の住む自治会では、ほとんどの人がきちんと分別しておりますが、ごくまれに燃やせないごみにアルミ缶や瓶類がまざっていることがあります。資源になるものとごみの区別がよく分からない人が、まだ一定数いるのではないかと思います。その対策の1つとしてですね、例えば小中学生にごみを出すときに注意してほしいことを分かりやすく書いたリーフレットとか、下敷きまたはクリアファイルなど、どんなものでもいいのですが、いつでも目にすることができるようなものを配布するというのはどうでしょうか。片方に本町のごみの分別の仕方、もう片方に本町のゆるキャラのミクンをあしらって、漫画の吹き出しのように「生ごみは水気をよく切ってね」とか「アルミ缶、スチール缶は燃やせないごみには出さないでね」とか「缶ビールを包んでいる厚紙は燃えるごみだよ」など、間違いやすいことを書いたイラストを載せれば分かりやすいと思います。初年度、全小中学生の分を作成して配布すれば、翌年からは小学校の新入生の分があればいいと思います。それほど予算もかからないと思うのですが、ご検討いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

ご提案ありがとうございます。議員がおっしゃられる啓発の方法ですね、手段も1つの手段かと思います。啓発と周知につきましては、効果的なものをできれば少ない予算でできるのが一番かなと考えておりました、本課といたしましても、本町といたしましても、効果的ですね。また効率的、また予算的にも少ない予算でできるような周知方法ですね。そういったのに努めていきたいと考えておりますので、今のことにつきましては、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

未来を担う子どもたちに早くから正しい分別の仕方を知ってもらう啓蒙活動はとても大事だと思います。ゼロカーボンに限らず自治会だとか、介護だとか、そういうことを子どものうちから啓蒙していくことは、とても大事なことだと思っています。子どもがごみの分別をきちんとできれば、保護者も正しく分別ができるようになると思います。全部の小中学生に分別が身近なゼロカーボンへの取り組みだということをぜひ知ってほしいと思います。また今後、高田や丸田の団地の入居が始まり、駅近くにもマンションが建設されれば町外の人転入があると思います。転入者にもごみの分別カレンダーとともに間違えやすいことや注意してほしいことなどをまとめたもの、これはチラシで構わないと思うのですが、そのようなものを配布すれば本町の分別のやり方がより浸透していくと思います。検討していただけますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

ごみの分別、自治会でのごみの分別説明会に出向いていたりすることもあるんですけども、やはりその中で間違いやすい分別ですね。そういったものについて説明をしますと、やはりああそうだったのかっていうようなことですね、そういったお声も聞きます。転入者の方につきましてはもちろんごみカレンダーを配布を全ていたしまして、そういった説明もさせてもらってるんですけども、ただ、ごみの分別方法もそうですが、最近はいろんな製品が出てまして、われわれでも追い付かないというのはあれですけども、これは何の材質でできてるのかとか、そういったものが結構出ておりましたね。われわれもそういったことの分別については日々苦勞してるところですけども、間違いやすいようなごみの種類とかにつきましては、そういったものの周知につきましてもですね。チラシの配布等が考えられますが、ホームページを使ったりとか、いろんな手段を使って周知をしていくことについては、検討させていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

よろしくお願ひします。ホームページもいいと思うんですけども、冷蔵庫に貼れるようなそういうチラシは効果的なんじゃないかと思ひますのでご検討をお願ひします。次に宅配ボックス、バッグについてお尋ねいたします。本町の大きな団地はほとんど山を削って造成されておひります。団地に限らず山の斜面にお住まいの方は多ひです。坂道では車のアクセルを踏むので、排気ガスは平地よりもより多く出ます。留守の場合は再配達をすることになり余分に排気ガスが出ることになりまひす。配達員の負担が増え温室効果ガスも2倍、3倍になりまひす。わが国の再配達率は令和6年10月時点で、都市部11.6%、都市近郊9.6%、地方8.1%です。いずれも国が掲げる目標の6%を大きく上回っておひります。1年で配達される荷物は50億個を超えているそうです。億単位の荷物が再配達されているということになりまひす。冷凍や冷蔵、貴重品でなければ玄関先に置いたままでも構わない荷物がたくさんあると思ひます。そんなときに宅配ボックスがあれば雨にぬれる心配もありませなし、何といつても配達は1回で済みます。再配達に伴う配達員の負担と温室効果ガスを少しでも削減するために、宅配ボックスの設置を検討、推奨してはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

宅配ボックス、バッグの設置の推奨につきましては町長答弁でもございましたが、いろんなイベントのブースの設置の際のパネル展示であつたりですね、あとホームページの方でも今年の2月には、ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12の中の取り組みとして宅配ボックス、それと置き配ですね。それについての周知を行っているところでございますので、引き続き、そういったことで周知に努めてまいりたいと考えておひります。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

現在宅配ボックスを購入する際に補助金を出している自治体は幾つもあります。ここで幾つか紹介させていただきます。宅配ボックスの購入時に補助金を出している自治体は、神奈川県相模原市、埼玉県和光市、大阪府摂津市、愛知県大府市、鳥取県智頭町、大分県国東市、香川県土庄町、山口県周防大島町など、また、山梨県、佐賀県は県全体で取り組んでいるそうです。これらの自治体は、宅配ボックスの代金の半分、宅配ボックスは市販のもので新品に限りますが、その代金の半分、上限は5,000円から3万円とさまざまですが補助をしています。期間は来年の1月から3月末とし、補助金がなくなり次第終了という所もあります。佐賀市在住の私の友人も市からの補助で宅配ボックスを購入して非常に助かつたと言っていました。今後日用品を宅配してもらひう人が増え

と思いますので、ぜひ宅配ボックスの推進と補助を検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

再配達削減への取り組みにつきましては、そういった宅配ボックスの設置であったり、置き配の取り組みになってくるかと思うんですけども、地球温暖化の削減、温室効果ガス排出の削減ですね。この取り組みにつきましては、さまざまないろんな取り組みができるかと思っております。その中での宅配ボックスの購入補助というところですけども、それについてはちょっと現段階では考えていないところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

子育てグリーン住宅支援事業や子育てエコホーム支援事業など、国土交通省の補助金が幾つかあるようです。リフォームとかのひも付けでもあるんですけども、条件を満たせば本町も国土交通省に補助金を申請できるのではないかなと思います。中には市町単独で補助をしている自治体もあります。小さな町でも補助金を出している自治体があるので、本町でも可能ではないかと思いますが、すいません、食い下がって申し訳ないんですけどもいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

うちの方でも改めまして国の補助であったり、他の先行自治体の事例につきましては、今後研究をさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

国土交通省は宅配の新たなルールとして、置き配を標準とする方針を検討しています。原則手渡しとされていた配達を不在時でも、在宅時でも、置き配を基本とする方針で検討会を立ち上げているそうです。この背景には、やはり配達員の人手不足と増え続ける宅配荷物、そして高い再配達率があります。このようなことから今後も宅配ボックスの補助金は続くと考えられます。戸建てだけでなく共同住宅への設置にも条件付きですが、助成する制度があるそうです。共同住宅については、今後制度が拡充する動きもあるようです。このような中で本町が宅配ボックスへの補助を開始すれば、本町が環境問題に真剣に取り組んでいるということが町民だけでなく、近隣の市町にも印象付けられると思います。現在長崎県では、宅配ボックス購入の際の補助金を出している市町はほとんど

どありません。本町が先行することで注目を集めると思います。移住を検討している人にも刺さるのではないかと思います。県内で宅配ボックスへの補助に取り組んでいる自治体が少ない今だからこそやるべきだと思いますが見解はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

確かに議員がおっしゃるとおり他の自治体がしてないことをするのは非常にいいアピールでもありますし、結果それが地球温暖化防止につながるということなので、非常にいいことだということでは考えております。ですので先ほども申し上げましたけれども、地球温暖化対策防止に関する取り組みについてはいろんな取り組みが考えられますので、その中の1つとして参考にさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

宅配ボックスに関して何回も同じようなことを答弁いただいて、すいません。現在長崎県は県全体として宅配の再配達防止を促すキャンペーンを行っていますが、宅配ボックス単独での購入費用を直接補助する制度というのはないようです。諫早市が住宅性能向上リフレッシュ事業による宅配ボックスへの補助をしていますが、単独での補助ではないようです。そんな中で佐世保市は宅配ボックスの補助をしており、さらに市オリジナルの置き配バッグ、OKIPPAを市内在住の希望者に配布しています。令和6年度には1,500個の置き配バッグに対して5,000件の応募があり、7年度は3,000個を用意したそうです。佐世保市民の4,500世帯に置き配バッグを配ることで、4,500件分の再配達を減らすことができるのです。これは非常にいいアイデアだと思います。佐世保市の取り組みを知ったときは進んでるなあと思いました。このくらいやらないと町民個人個人に刺さらないんじゃないかと思います。置き配バッグは比較的安価で作れると思います。本町でも置き配バッグを作成して、町民に配布してはいかがでしょうか。バッグにミクソンのプリントをするとかわいくないですか、かわいいですよ。町民の方も喜ばれると思います。宅配ボックスへの補助と共に置き配バッグの配布もぜひ検討し実施していただきたいのですがいかがでしょうか、宅配ボックスよりも置き配バッグを配布するっていう方がちょっとハードルが下がるかなと思うんですけども、まずはそのあたりから始めるというのはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

今、議員ご提案の宅配ボックスのその簡易ボックスの配布ですけれども、それにつきましても今後さまざまないろんな支援事業であったりとかですね。取り組みの中での参

考の1つとさせていただきたいと思います。本町にとってこういった取り組みが本町の地球温暖化防止の対策について効果的なのかというのを精査をしながら、いろんな取り組みを考えているところがございますので、ご提案いただいたことにつきましても参考の1つとさせていただいて、いろいろ研究もさせていただいて、その上で判断をさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

本町は本当に環境問題に頑張っていると思うんですね。ですのでぜひ、置き配バッグ、検討をお願いしたいと思っています。最後ですが、昨年総務厚生常任委員会で視察に行った愛知県の岡崎市と知多市は、自動車はじめエネルギー関連の大企業と関連会社がたくさんあり、企業と連携してゼロカーボンについての研究、開発が進む地域でした。先進地でした。本町ではそのような先進的な取り組みは難しいと思います。やはり個人レベルでできることをやっていくことが大事だと思います。本町は先ほども町長が言われましたように現在LED照明への補助金補助を行っています。その前は省エネ家電、そして太陽光など、ゼロカーボンへの取り組みを本当にしっかりされていると思います。ここでもう一つ、しつこいですが、宅配バッグ、置き配バッグの取り組みをぜひしませんか。ごみの分別や宅配の再配達をなくすなど、当たり前のように丁寧に取り組んでいき、小さなことをこつこつと積み重ねることで、未来を担う子どもたちにより良い環境を渡すことができるようにしたいと思いながら、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで下町純子議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時11分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順8、堤理志議員の①バス停の屋根、椅子設置について、②長与中学校下交差点への信号機設置についての質問を同時に許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

それでは昼1番目の質問をさせていただきます。1点目、バス停の屋根、椅子設置についてご質問いたします。近年、夏場の猛暑が続き、熱中症警戒アラートが頻繁に発出されるようになっていきます。住民の命と健康を守る使命を持つ町として、熱中症対策は重要な行政課題であると考えます。本町においては、小中学校等へのエアコン設置、クーリングシェルの開放などさまざまな対策を行ってきたと承知をしております。こう

した中、運転免許証を返納した住民から、夏場、食料品など買い出しの際、路線バスを待つ時間中炎天下にさらされるため、バス停に日差しを遮蔽する屋根、これ上屋というそうでありますけれども、これを設置してほしいとの声を拝聴いたしております。要望箇所は帯田平にある食料品店、薬局付近のバス停でございましたが、現地を確認いたしますと、日差しを遮るものがなく、アスファルトからの輻射熱も相まって危険な場所であると考えました。近年、バス路線は減便傾向にあるため、バス停での待ち時間が長引く傾向にあります。バス停下屋および高齢者向けにベンチを設置することは、熱中症対策と食料品等の購入など、町内の店舗の利用を促進する上でも有効と考えます。当該バス停に限らず、町内で一定の利用率があり、日陰がない場所については、バス事業者と連携協議し、必要に応じ上屋と椅子の設置ができないかを質問いたします。

次に2点目の質問です。長与中学校下交差点への信号機設置について。令和7年10月20日の夕刻、丸田郷1025番地付近の十字路交差点で横断歩道を横断していた20代男性が乗用車にはねられる交通事故が発生いたしました。事故発生場所は小中学校の通学路でもあり、過去には通学路緊急合同点検結果に基づき、横断歩道の設置、歩哨指導、安全指導が実施されてきております。また付近の狭隘な町道におきましても、通学時間帯の片側通行規制、グリーンゾーン舗装などの安全対策を講じてきていると承知しております。今回の交通事故を受け、さらなる対策として信号機の設置が必要ではないかと考えました。町として、通学路交通安全プログラムにあるプログラム策定の重点項目3にあります「対策後は、実施した効果を検証し見直すことで、安全対策の向上に努める」、この項目をこの交差点に適用し、信号機設置に向け、能動的に関係機関と協議し対処する考えがないかの見解を伺います。以上よろしく願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは堤議員の質問にお答えをいたします。最初はバス停の屋根、椅子設置ということでございます。まず、バス停の屋根や椅子につきましては、ご質問の帯田平に限らず、本町でも設置のお問い合わせをお受けすることがあるわけでございます。バス利用者や歩行者にとりまして利便性のある設備であることはご指摘のとおりでございます。が、一方で歩道は高齢者をはじめ、ベビーカーや車椅子利用者、自転車など多くの方が日常的に利用しているため、設置後の幅員を十分に確保できない場所には設置できない、そういった制約もあるわけでございます。なお関連した取り組みといたしまして、バス事業者におきましても、近年、バスの接近状況が表示されるスマートバス停の導入を進めていただいております。接近状況に応じまして、いったんバス停から離れた場所にご移動をしていただくといった利用も想定されるところでございます。公共交通の利用促進という面からも、バス利用者の利便性向上の取り組み、これは大変重要だと認識しております。しかしながら多くのバス停に屋根や椅子などの設備ならびに

スマートバス停を設置することはちょっと難しいんじゃないかという事情もございます。そのような状況ではございますが、今後もバス利用者の利便性向上に向けた環境整備につきましても、ご要望などを踏まえ、バス事業者や道路管理者と連携を図りながら協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして2点目でございます。長与中学校下交差点への信号機設置ということでございます。本町では平成28年1月に通学路交通安全プログラムを策定をしております。毎年実施している通学路点検等を通しまして、継続的に通学路の安全を確保しておりますところでございます。当該交差点付近につきましても、ご質問の中にもあるとおりでございますが、さまざまな安全対策を講じてまいっております。今回重大な事故が発生したことで、さらなる安全対策が必要であるとの認識の下に、現地確認を行うとともに、時津警察署と信号機設置の可否も含めた協議を行ったところでございます。信号機の設置につきましては、交通量や道路形状等を踏まえますと、設置基準を満たさない交差点であるとの見解を警察の方より伺っているところでございます。本町といたしましては、安全性を高めるための対策といたしまして、交差点マーク、中央線等の道路標示の引き直しや、交差点における視認性を高めるための新たな道路照明の設置に向け、現在調整を進めている状況でございます。今後も警察と情報共有を図りながら、安全性の向上に向けて努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

再質問をいたします。まず今町長からご答弁がありましたけれども、その中で利便性の向上という話がありました。私はですね、利便性のことを問うてはございませんで、今現在この気候変動の中で、大変な思いをされております、午前中も同僚議員の方からこの気候危機の問題でいろんな対策が必要じゃないかという話が出てきまして、まさにそういう民間任せにせずに、自治体として弱い立場の高齢者の皆さんをいかにして暑さから命と安全を守るかと、この観点から質問をさせていただいたつもりでございます。その点でちょっとまずご認識をぜひ変更できないものか、利便性の問題も当然ですが、住民の安全性、命を守る、そういう見地からの議論を今から進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

ご指摘ありがとうございます。まず公共交通につきましては、バスの利便性向上という観点から、また先ほど議員からご指摘いただきました利用者の安全確保という観点からも、検討していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ぜひそういう観点で考えて、お互い議論をしていきたいと思うんですが、まず国土交通省がベンチおよび上屋の道路占用の取り扱いについて一部改正についてと、そういう文書を出されているようですけれども、まずこれを把握されているかどうかということ、ちょっとまずこの点から、主にどういった概要が書かれていたか簡単に結構ですので、その辺りをお聞かせいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

藤崎土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

国土交通省が平成25年3月6日に出した通知をこちらにも把握をしております。こちらの通知につきましては、歩道に設置するベンチでありますとか上屋について、これが道路占有物になりますよということで、この道路占有の取り扱いについて若干変わったという通知でございます。これが道路占有が元々バス停とタクシーに限定をされていたところなんですけれども、そのバス停とかタクシーだけでなく、バス停以外の公共交通機関、この待合施設においても、ベンチや上屋が設置できるようにされたものでございます。この通知におきましては、占有許可の基準でありますとか、構造ですね、それと占有の主体等についての記載をされておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

すいません、一部補足をさせていただきます。通知におきましては、許可の際に、高齢化社会に伴い、許可の際に十分な配慮を行うようという記載もございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

まさに今中村理事がおっしゃったように、ちょっとそこを私も一番ここポイントかなと思ったのが、平成25年の発出の通知なんですけど、今後高齢化社会が進展していきますよと、その中で事業者それから自治体の名前もうたわれておりますね。そういったところが、そういう高齢者の移動需要にどう対応していくかということで今回の改正がなされて、各地方自治体に訴えかけています。これは必ずしも自治体がやりなさいとは書いてないんですよ。バス事業者とか運行事業者がやる場合もあれば、自治体がやる場合もある。これは恐らく全国の事情によって、どこが主体的にやってるかというのは違いますので、こういう書き方をされているんだと思うんですけれども、要は高齢化の中で高齢者を守るという視点と、もう1つは、事業者任せだったらこういうものを発しないはずなんです。もうその道路運送協会とかそういった所に事務連絡が行くはずな

のに、地方公共団体向けにも行ってるということは、地方も十分こういう対応を考えてくださいよという趣旨、思いが国の方からも込められているんだろうと私は理解したんですが、その辺りの認識はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

今回の一部改正の通知におきましては、自治体が交通事業者としてなるケースもございます。そういうのも含めましてですね、公共交通に関わる皆さまに対しての通知という認識でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、分かりました。それでですね、もう1つは、もう1つはといたしますか、このところ夏場の暑さがものすごく、バス停によっては樹木が植樹されてて、そのちょうど日陰になるような場所もあるんですよね。例えば池原バス停などは樹木の陰で非常に、そこは上屋もあるんですけども、それに加えて結構高木な植樹もされてるので非常に快適にバスを待てるんですが、住民の方から何とかならんのかって話があったこの場所は高木がないんですよね。それで直射日光にさらされるのと、あとその時に住民から聞いた内容をちょっと私イラストを準備してきたのでちょっとご覧いただきたいと思うんですが、ちょっと帯田平とは書いてるんですけど、要するに直射日光の中で日差しを遮るものがないというのが1点と、買物しますので、やっぱり何日か分の買物をすると買物かごと買物袋で両手がふさがって、日傘もさせない時があるんですよってという話を聞きまして、これは大変やなと思って何とかならんもんだろうかなというのが、元々の今回、これ夏場に私はそういう意見を頂いてて、ちょっともう冬になって、ぴんときないかもしれないですけど、真夏の猛暑日を想像していただいて、本当に大変な状況にあるということを知っていただきたいと思って準備したものであります。ぜひこれを、上屋を付けることによって日差しから体を守ると、快適さもなんですけど、命と健康、熱中症予防という意味でも、ぜひ検討してほしいということで、というかバス事業者と一緒に、何とかありませんかねというような協議ができないかということでございます。それで、私もいろいろこの照り返しのことを調べてみたんですけども、これ分からないなら分からないで結構なんですけれども、夏場の直射日光が当たるアスファルトの下で、そこにいる方は体感温度がどのくらいになるかっていうのを、おおよそ皆さんどなたか分かる方いらっしゃるでしょうか。これですね、質問通告も出してなかったんで、私も昨日の夜調べてみたんですけども、環境省のまちなかの暑さ対策ガイドラインというものがあまして、これによりますと「夏の日中に日射が当たる路面は熱を吸収して温度が上昇します。熱を吸収しやすい黒いアスファルトの表面温度は60度を

超えることもあり、路面から放出される赤外放射も強くなります。そのため夏の晴れた日の日中には気温が30度であっても、体感温度としては40度程度になる場合もあります」。これは環境省のまちなかの暑さ対策ガイドラインというものに書かれてあったものでありますので、私も日頃は車で移動しますのであまり実感ないんですが、免許証返納された高齢者はこういう40度の中でバスを10分、20分と待っておられるということをぜひ想像していただいて、何とかこうした方々が熱中症にならないようにという思いであります。それからもう1つですね、高齢者の特性としまして、ちょっと勉強してみますと、体温調整機能と口渇感、のどの渇きですね、これを感じる機能が高齢者は低下するというので、環境省の熱中症を防ぐためにはというものによりますと、今言ったような状態があって、特に高齢者の身体の腎機能の低下とか、さまざまな要因でこういったことが起こりやすいということが記されてある。ですから私たちの感覚じゃなくてやっぱり高齢者というのはそういう特性になってるんだということを、そうした方々がそういう状態になっているということを、ぜひ、恐らく民生部門の健康福祉とかですね、健康保険課の保健師さんたちはご存じだと思うんですが、こういった状況というのはぜひ建設であるとか企画であるとか、庁内全体が皆さんで住民の状況というのを把握といいますか、つかんで、部や課をまたいで、研修までしなくてもいいかもしれませんけれども、把握しておくということが重要なと思うんですがその辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

ご指摘ありがとうございます。行政を行うに当たってですね、基本的な情報として、情報を共有していきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

これは対策をする場合にいろんな部課にまたがる問題ですので、ぜひそのような対応をお願いしたいと思います。次に、従来バス停の上屋は事業者が設置するものというふうに、この長与町、長崎辺りではもう長年の状況ではなかったかと思うんですけれども、ご承知のとおり民間事業者も今経営が大変厳しい、運転手のなり手不足でありますとか、人口減少でありますとか、そういったことで大変採算性の面で厳しい状況にあるという中で、住民の命を守っていくということが、もちろんバス事業者にも考えていただきたいし、また長崎市、時津、長与といいますか、こういった自治体においても協議がしていける、いけないものなのか、行政課題として少し今までバス会社任せだったのをやっぱり行政課題の1つだという位置付けが協議検討できないものか、この辺りいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

今回、バス事業者とこの一般質問受けまして協議をさせていただきました。上屋の設置については、バス事業者についても補助金などを活用しながら建設するという事をお聞きしております。1市2町でまたがる共通の問題と認識はしておりますので、また自治体においても活用できる補助等がないかは研究していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ぜひ広域連携中枢都市圏などでも何か話題にちょっと上げていただいて、例えば事業者負担、それから自治体負担それから、例えばその近所の店舗等々に広告を載せるとか、そういった形で一部負担をして、お互い折半してとか、いろんな方法をぜひこの住民を守るという観点から検討していただきたいというふうに思います。上屋については以上で終わりますけれども、ベンチについて次質問をいたしますが、現在まで場所によっては木製のベンチがバス停に設置をされておりますけれども、これは聞くとところによりますと、地域の住民の皆さんでありますとか、例えばバス停の近くにある企業、自営業の皆さまがご好意で設置していただいて、大変ありがたい取り組みをしていただいてきておるわけなんですけれども、2点私ちょっと懸念するといいますか、心配する点がございまして、1点はこれが設置して長年そのままにされておりますと、雨風に当たって木製のベンチはどうしても腐食が始まって傷んでくると、そしてささくれだったりしてけがのもとになる、ちょっとこれ行政の責任じゃないんですけれども、ちょっと住民の安全という面から気になる点が1つと、もう1つが脚部が固定されていないものですので、例えば台風、暴風雨の時に、風で倒されるとか、そういったことも恐らくあってるんじゃないかと思う面があります。ただ、今言うように住民の方等のご好意でされてますので、なかなか行政としてこれに関与するというのは難しかったらうというふうに思います。そこでちょっと提案があるんですが、以前ですね、町内に長与町内のバス停あるいは公園の中に、廃棄プラスチックを利用して、木材風に加工したものを椅子に作り直して、これを設置している場所は何カ所かございます。これを私もつい最近、ちょっと見に行ってきたんですけれども、設置されて恐らくこれが20年ぐらいもうたってるんですよね。ちょうど長与町が分別を始めた頃前後だったと思うんですけれども、16分別を始めた頃だったんですが、全く傷んでないんですよ。もうがちとして、腐食もしないし、傷んでもいない、もう全く問題なく使えているということで、いったんこれを使えば、相当もうほぼその後心配することなく使える状態がございます。一定重さもあるんですね、風で持っていかれる心配もないのかなというふうに思っております、こういったものを当時まだ合併前の当時の琴海町のとある事業者がそういう加工をして、

長与町もそれをちょっと試験的に頂いて設置した経緯があるんですが、今その事業者は今プラスチックは分別が変わった関係でもうこの事業をやめてるんですが、これと同様の廃棄プラスチックを利用したりサイクル素材というのは、まだ他の会社を作っていらっしゃるみたいなんですよ。ちょっとその辺りを研究して、はっきり言えば行政も1回設置すれば手離れがいいんですよ、もう管理だ、点検だっていうのがほぼ必要なくなる。この現物を見られたことがあるかということと、それを検討できないかという点をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

今議員がおっしゃったベンチですね、私も現物を拝見をさせていただきました。確かに昔設置されたにしてはかなり今でも丈夫なもので、重量的にもかなりあるということで、風対策とかそういう所にも適しているのかなという印象は受けております。ただ、先ほどの通知にも道路占用についての取り扱いについてということで、ベンチの構造についての記載がありまして、容易に動かさないものとして、あとは十分な安全性および耐久性を具備していることということになります。この耐久性については十分かなと思うんですけども、容易に動かさないというところが固定をしないといけないとか、重量がどれくらいとか、そういうところは決まっておりますので、そのベンチが実際占用の基準に合うものなのかっていうところは今後検討は必要になるかと思えます。あとは道路管理者としましては、道路管理する立場でございますので、なかなか主体的にベンチを置くっていうことは今のところは考えておりませんが、もしその設置にご協力していただける企業とかそういうところがあれば、そういうところの話を頂ければ、その占有の基準に従って判断をさせていただこうかなというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

たしか先ほどの通知でも固定というのが一つネックになるかなと思いましたので、これは当然国県道は無理で、町が管理者である町道、何か要綱なりを作って、ベンチを作る時に当然ベビーカーとか、高齢者向けのシニアカーとか車椅子が歩行通行できるようなスペース、それから点字ブロックの邪魔にならないとかさまざまなクリアしないといけない条件があると思うんですが、そういったものと、あと熱中症対策という点とで折り合いがつく場所については、試験的に例えば1カ所ちょっとやってみようかということ、これまでは考えてないということだったので、ぜひこれから事業者との、例えば広告、さっき言ったように広告掲載をして、その分で一部負担していただくとか、そういう方法で今後検討はしていくということなんですかね。ちょっといかがでしょうか、その辺りは前向きに町長、検討いただけないものなのではないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

いろいろご意見ありがとうございます。確かにそういったものもありますのでね、私も検討したいなというふうには思っております。ただ今所管の方から話ありましたように、町としては管理者という立場もありまして、なかなかこちらの方から、管理する方ですので、一方的にできるというのは難しい部分ありますけども、もしそういった町民の皆さん方の要望とか、それからそういった他の事業所等々でもやりたいなという声があれば、それは試験的に、できる範囲でいろいろな堤議員がおっしゃったように点字ブロックがあったりとか、いろいろなものありますのでね、そういったものがあるからゆえに我々管理者として、それを許可するかしないかというような立場にありますもんですから、できるだけその辺りがどうにかして何かできないかなという思いはありますので、検討はしてみたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今町長からですね、どうにかしてできないかなという思いはあるということですので、条件がクリアできる部分についてはぜひ検討を進めていていただきたいというふうに思います。

では信号機の設置の部分についての質問に移らせていただきます。先ほどのご答弁では、信号機の設置基準って、恐らく警察の方で持っておられるんですかね、どうもこの部分、指摘した部分についてはこの基準に満たさないの、設置は難しいということですので、これはもう致し方ないのかなというふうに思います。それでですね、一つは信号機に代わる次善策といたしまして、カーブミラーを設置して、車からの歩行者の視認性を高めるような方策ができないか。もちろんどこに付けるかという専門的なところは私がどうこうは申しませんが、いずれにしてもカーブミラーの設置ができないかという点の一つ。まずカーブミラーの設置についての考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

金子地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

カーブミラーの設置につきましては、交差点において設置する場合には、設置することによるメリット当然ございますけれども、一方でデメリット等もございますので、再度現地の方を確認させていただきまして、設置の判断の方はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ある方から、長与中学校から下りて、左、南田川内方面に向かう時に、今までは見通しが良かったんですけども、左手側に仮設のコンテナ的なものが、これは民間なのでとやかく申しませんが、それがあるようになってから、ちょっと見通しが悪くなって、何とかその見通しを良くした方が安全だという声を頂いておりますので、ちょっと現地、もちろん見られてると思うんですけども、何とかこのミラーによってですね見通しの改善が図れないかということを検討していただきたいのが1点。それから、もう1つが、今現在あの近くの狭隘な所にはゾーン30っていうかグリーンゾーンと申しますかね、アスファルトの色を変えたりっていうのがやられてるんですが、多分あれゾーン30っていうんだったと思うんですが。私も昨日知ったんですが、ゾーン30プラスっていうのが今新しくあるようであります、長崎市が今年度の予算で組んでたのがありました。これは何かと申しますと、これまでのゾーン30という区域規制に加えて、道路管理者と警察が連携してハンプ、これは私も昨日知ったんですけども、要するにちょっとかまぼこ型に作って、車がスピードを出したまま通過すると衝撃があるがために、心理的にスピードを抑制しようという心理が働く凸凹ですよ、これを設置するか、狭窄と申しまして柔らかいパイプを立てて心理的にスピードを落とそうという心理になってもらうようなものを、こういう物理的デバイスというそうなんです、こういったものを設置するのがゾーン30プラスというものだそうであります。これが今現在長崎市では令和7年から令和12年にかけて12地区に、今後随時やっという計画を進めているようで、ちょっと調べてみますと、今現在松山町岡町地区、平和公園周辺なんですけれども、そこにもう既にこのハンプが設置されているようです。時津町の大型量販店にあります凸凹もあるんですよ、あそこまでひどい凸凹ではないんですよ、あそこまでないけれども、もう少し緩やかな凸凹のかまぼこ型のものでありますけれども、ぜひご覧になってですね、もし見てこれは効果があると思われるようだったら検討してほしいと思います。ちなみにこの物理的デバイスを設置することでどういう効果があるのかというのを調べてみますと、長崎県警の交通規制課がホームページに記載されてあったんですけども、30キロを超えて走行している車があった場合に、物理デバイスを設置したことによって、今まで47%が30キロを超えて走行していたものは、この物理デバイスを設置したことで28%まで低減した。それから横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、自動車が停止したりスピードを落としたりした割合が、従来は74%だったのが、この物理デバイスを設置したことによって89%の車が停止したりスピードを落としたりしたという、これは長崎県警の交通規制課が調査したデータがございました。ぜひ確認をしていただいて、このように効果があるようであれば、ぜひこういった場所に検討できないか、これは何か整備計画を作るというのが一つと、それから地域住民の合意が必要という、やっぱり一定のそういうものがあるようですが、それ

も含めて検討できないものか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

ゾーン30プラスにつきましては毎年ですね、長崎県が主催で行っている道路交通安全の会議の中でも紹介をされております。内容につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおりで、ゾーン30は警察による最高速度30キロの区間規制でありまして、ゾーン30プラスというのは、その30キロの区間の規制と、物理的デバイスも先ほど言われたランプでありますとか、ポストコーンによる狭窄、こちらをすることで、速度の抑制をします。その組み合わせにより交通安全の向上に取り組むというものでございます。こちらにつきましては、取り組む場合には、いろいろ条件等がございますので取り組めるかどうかにつきましては、今後警察と協議を行いたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、分かりました。もうあらかた質問事項が終わりましたのでちょっと早いので終わりますが、まとめといたしまして、町としても今後新たな道路照明などをできないかを検討していかれるということと、併せて今日提案させていただきましたゾーンプラスがこの地域で該当して、少しでもスピードを落としたり、歩行者に対して注意喚起ができて、またあそこ事故が起こったよってということがないように、それとバス停の屋根については、快適さだけでなく住民の安全という点から検討していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時5分まで休憩します。

（休憩 13時51分～14時05分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、浦川圭一議員の①現時点における都市計画税の課税期間の確定について、②町内の主要な箇所への防犯カメラの計画的な設置についての質問を同時に許します。

8番、浦川圭一議員。

○8番（浦川圭一議員）

早速質問に入らせていただきます。1点目です。現時点における都市計画税の課税期間の確定について。1年前の12月議会において都市計画事業、区画整理事業の完成に伴い、都市計画税を廃止したらどうかとの質問を行いました。課税は続けさせていただくとのお返答でありました。その後、今年6月に総務厚生常任委員会において、都市計

画税を返済の原資とする起債の残高などについて所管事務調査を行いました。その調査に基づき今後の課税期間などを明確にさせていただきたく、以下のとおり質問いたします。

(1) 返済残高の多くを占める高田南土地地区画整理事業について事業開始から約40年取り組んでいると聞いておりますが、現在までの総事業費とその財源の内訳を示していただきたい。(2) 上記事業に充当した起債借入総額を伺います。6月の調査で聞いておりますが、改めてお聞きをします。(3) 上記に対する交付税措置額について、前回調査においては不明とのことでしたが、先の議会において高田南土地地区画整理事業地内の公民館の建設事業の財源について、補助事業より有利な起債の借り入れで対応するなどの説明があつておりました。実際に有利であったかはどのように確認をするのか伺います。その上で改めて交付税措置額の想定額を示していただきたい。(4) 6月の調査時に都市計画税を返済に充てることのできる地方債の償還予定表を示していただいております。令和15年の償還予定額を見ると、都市計画税の収納額を下回ることが予想されます。このような状況になれば税率改正なども考えるとの答弁を頂いておりましたが、そのような理解でいいか伺います。(5) 土地地区画整理事業、街路事業等の法で定められた税の充当先以外への都市計画税の充当額について確認したところ、充当状況の公表を開始した平成28年から令和5年までの8年分で、約4億4,000万円の目的外充当があつて、それ以前のものには記録がないから分からないとのことでありました。目的外充当想定額を償還残高から減額して償還期間を決定するべきと考えますが、その見解を伺います。(6) 都市計画税を充当することができる事業が終了し、その事業を実施するために借り入れを行った起債の返済に充てるためだけに課税を続けている自治体が全国にいくつあるのかお示し願いたい。

②町内の主要な箇所への防犯カメラの計画的な設置について。長与町犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例が、個人の生命、身体または財産に危害を及ぼす犯罪のない地域社会の実現を図ることを目的として、平成19年12月に制定をされています。本町においては、町および関係事業者などの努力により、幸いにも大きな犯罪などは発生していないと思っておりますが、今後の安心安全な町を持続させるためにも防犯カメラの設置は必要と思っております。以下について質問いたします。(1) 町の管理下にある道路公園、公共施設などに設置されている防犯カメラの設置箇所数をお伺いします。

(2) 上記にかかる年間の維持費、管理費など必要経費を伺います。(3) 本町にも計画的な整備が必要と思つて質問をしておりますが、町の見解をお伺いします。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは浦川議員の質問にお答えいたします。まず大きな1番目、現時点における都市計画税の課税期間の確定、1点目といたしまして、高田南土地地区画整理事業の総事業費と財源内訳についてのお尋ねでございます。高田南土地地区画整理事業につきましては、

ご案内のとおり昭和61年度の事業着手以降、令和6年度末までに執行をいたしましたところの総事業費の累計はおおよそ329億6,400万円となっております。その財源内訳でございますが、まず国庫補助金がおおよそ97億4,200万円、県支出金がおおよそ19億6,200万円、保留地処分金がおおよそ30億4,000万円、地域開発事業債がおおよそ39億9,900万円、そして、町の一般財源がおおよそ142億2,100万円というふうになっております。続きまして、高田南土地地区画整理事業に充当した起債借入総額についてのお尋ねでございます。令和6年度までの実績値といたしまして、一般会計での起債借入総額は61億1,890万円、また特別会計での起債借入総額は39億9,900万円でございます。なお、一般会計につきましては、データが残っております平成17年度以降分の総額ということになります。3点目でございます。有利な起債の借入れと交付税措置額の想定額についてのご質問でございました。一般的に起債の借入れを行う場合、充当率や交付税措置率、また将来負担などを総合的に勘案した上で、起債の種類、借入額および償還期間を決定しておるところでございます。ご質問の高田南土地地区画整理地内の公民館建設につきましては、国庫補助金の減額によりまして町負担が増加することとなったため、町全体としての財政負担を考慮した結果、起債を活用する財源組み替えを選択したところでございます。実際に有利であったかどうかは、充当率および交付税措置率の高い起債を活用することによる一般財源や将来負担への影響などを比較した上で、町にとって有利であると判断したところでございます。また、高田南土地地区画整理事業に伴う起債借入に対する交付税措置額でございますが、本事業につきましては、償還終了済の起債も多く、残存する資料では、事業開始当初の措置に関する情報が不足をしております、提示することが困難であること。また、過去に高田南土地地区画整理事業だけではなく、その他の都市計画事業と併せて借入れを行っているものもございまして、本事業に係る措置額のみ算出が困難なことだということによりまして、措置額全体を詳細にお示しすることができないわけでございます。4点目でございます。都市計画税が充当事業を下回る場合への対応については、どうなのかということでございます。地方債の償還をはじめとする都市計画税を充当できる事業費が都市計画税収入額を下回る、こういった場合につきましては、以前答弁いたしましたとおり税率の改正などが必要になってくるものと考えております。5点目でございます。目的外充当における償還残高の減額および償還期間についてのご質問です。ご指摘の目的外充当につきましては、充当先の認識に誤りがあったものの各年度における適切な充当事業に再充当いたしますと、全て充てることができますので余剰が生じるわけではございません。また、都市計画税は一般財源でございまして、歳入の一種でございますので、借入れの累積である起債残高や歳出の償還額を調整しうるものではございません。しかしながら議員ご指摘のとおり都市計画事業や区画整理事業の終了状況によって、あるいは起債残高の減少に応じまして充当できる事業費は減っていくと想定されるわけでございます。その際は、しかるべき時期に都市計画税の税率改正やまた廃止につ

いて判断をしていきたいと考えております。なお、現在は、以前の議員からのご指摘を受けまして確実に充当できる事業を精査した上で、対象となる事業に対しまして都市計画税を充当しておるところでございます。6点目の起債の返済に充てるためだけに課税を続けている他の自治体があるのかということでございますけれども、起債の償還に充てるためだけに都市計画税の課税を続けている自治体数は、現在のところ把握できていないところでございます。

続きまして大きな2番目でございます。主要な箇所への防犯カメラの計画的な設置についてのお尋ねでございます。1点目が町の管理下にある防犯カメラの設置箇所数についてでございます。本町が日頃より住民の方々が利用する公共施設等に設置する防犯カメラの設置箇所数につきましては、長与駅、天満宮地下道、総合公園運動公園広場、町営駐車場において計16カ所に防犯カメラを設置をしておるところでございます。2点目でございます。防犯カメラに係る年間の必要経費についてでございます。この防犯カメラに係る年間の維持費および管理費等の必要経費につきましては、16台のうち8台は、電気代のみを支出をしております。残り8台分につきましては、カメラのリース代等の費用おおよそ76万円に加え、これに伴う電気代を支出をしておるところでございます。3点目のご質問にお答えいたします。本町における計画的な整備ということでございます。防犯カメラにつきましては、犯罪の抑止や迅速な犯人検挙につながる有効な手段の1つであると認識しているところでございます。また、警察におきましても県内の主要箇所に防犯カメラを設置をしております。本町におきましても設置されているところでございます。防犯カメラの計画的な設置につきましては、本町の犯罪発生率が低いことなどを理由といたしまして、具体的な検討までは行っていない状況でございますが、犯罪や迷惑行為等の発生動向を踏まえまして、計画的な措置の必要性についても判断をしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

それでは再質問をさせていただきます。まず今回の課税期間の確定についてということで質問をさせていただいてるんですが、この都市計画税につきましては目的税ということで、一定の事業に充てるもしくはその事業を行うために借り入れた起債の償還に充てていくという、もうこのことにしか使えないわけですよ。そういうことで、私はこの私の小さい頃に学んだ納税の義務というよりも、どちらかというとき大きくなって経験してきましたこのローンの支払いとか、そちらの方に近いようなものかなと思ってですね。だからここはぜひですね、その終わりをやっぱり示していただかないと、なかなかこう払っていく、納税をしていく上でも希望が持てないというかですね。だからそういう意味でぜひ最終的な終わりを示していただきたいということですね、この確定についてということで質問をしておるんですが。まず最初に聞きますけれども、以前この

今年の6月の所管事務調査で示していただいておりますこの償還表を見て、償還予定表をこれを見てみますと、令和18年の末、令和18年末の残高で約2億9,000万円ぐらい残すっちゃうことで、18年度切れてるんですけども、この償還表が。ということはこの19年で終わる、取りあえずこの現状ですね。現状この19年で今、年間の都市計画税の収納額が3億円ぐらいありますので、それより低い額の2億9,000万円ぐらいで残高を残しているということですから、19年で終わるということで理解してよろしいでしょうか、現状ですけど。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

今、議員お示しのとおり、令和6年度末時点での償還予定表でお示しのとおり、令和18年度では3億円を下回ります。ただ、以前お話をしましたように、今後の借り入れ状況によっては、この残高と償還予定表を変更することはございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

今後また借り入れとか出てくれば変更するという。それは理解するんですけども。現状では、この19年で終わるということで理解してよろしいでしょうか、ということ聞いてるんですが。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

はい。おっしゃるとおりでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。それではですね、1点目と2点目を合わせてちょっと質問をさせていただきますけども、先ほどの説明の中で一般財源で142億円程度、財源の内訳で142億円程度あるということで、ここには別途起債も含まれていると思うんですが、先ほど説明の中では分かっているだけで、20年間で平成17年以降約20年間のうち、61億1,890万円と言われたですかね。それもここに入ってるんですよ。ここの内訳の中に入ってくるわけですよ。そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

先ほどの一般会計での起債借入総額61億1,890万円ですね。この中にはもちろん、

申し訳ございません、先ほどの一般会計の142億2,100円ですね、この中には町からの一般会計からの繰出金になりますので、その分の中で起債の借入れがございまして、その令和17年度以降のデータとしまして61億1,890万円となっております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。だからこれ20年間で61億円程度がこの一般財源の内訳の中に入ってくるんだとすれば、あとは分からないんだと、記録がないから分からないということですので、ここを想定して考えればですね。私が想定すればこの倍、40年ぐらいかかっていますので、この倍ぐらい約122億円ぐらいは、この一般財源の142億円に示された中に、122億円ぐらいはこの起債がまだ入ってるんだらうというふうな想定を私はするんですが、あの大きく間違っていますでしょうかね、ちょっとそこ。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

先ほど町長答弁で申しましたように、平成16年度以前がデータがすいません残っておりませんので、正確に起債の借入総額ですね、これがお示しすることはできませんから、今浦川議員がおっしゃった120何億円の起債借入れにつきましては、お答えができません。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。なかなかですね、私も正確に求めているつもりはないんですが、大きっぱにこれぐらいじゃないのかなというところで質問をさせていただいてるんですが、今言ったように考えますとですね。実際の純粋なこの一般財源の支出というのは、約20億円ぐらいなんですね。ここの1番目と2番目の質問で私が何を知りたいのかというのは、この間、都市計画税がどのような役割を果たしてきたのかと。おそらく40年ですから、大体100億円ぐらいの収納が都市計画でされてると思うんですよ。自治体の方にですね。だから納税者は100億円ぐらい払っとるわけですよ。40年間でですね。もうそれ以上か、それ以下かちょっとよく分かりません。恐らくそれぐらいだらうという想定の上に話をさせていただいておりますけども。だからこの都市計画税がいかにならう、この都市計画事業、区画整理事業に大きく影響をして、貢献をしてきたかというのをその確認をちょっとさせていただきたくてですね、1番目2問目の質問をさせていただいてるんですが。町がこの負担すべき財源の多く、この多くをですね。都市計画税が賄ってきたという、そういう見立てでよろしいでしょうかね、間違いありませんかね。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

今議員がおっしゃったように都市計画税につきましては、そういった都市計画事業また区画整理事業に多くを充当させていただいております。ただ、先ほど答弁いたしました一般会計の142億円ということにつきましては、あくまでも高田南土地区画整理事業だけになりますので、その他都市計画税の充当先としまして、高田南以外にも長与駅周辺の開発事業であったり、また西高田線、また県の指定を受けた都市計画道路、こういったものにも充当をさせていただいております。従いまして今100億円以上かなというお話がありましたけれども、都市計画税、先ほど話しましたいろんな事業に充当をさせていただいているという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

言われることはもう十分分かっております。当然、都市計画、高田南の区画整理事業の最初の頃は、当然、駅周辺の区画整理と重複をしておつたと。途中高田南だけになって最後の方になって今現在ですね。西高田線と都市計画事業と重複をしているということで、その期間で恐らく40年ぐらいで都市計画税を100億円ぐらい納めてるんじゃないかというだけの話で、いかに都市計画税がそれだけこの納税者が負担してきたということを認識していただきたいんですよ。だから何を今から言おうかとしてののはですね。先ほどちょっと言われたように、今後新たな借り入れとかあった場合には償還表も変わってきますけどもということを、先ほど言われましたけども、それだけ重要な部分を都市計画税の納税者が担つとるわけですよ。そうであるならば新たな借り入れとかですね。新たな事業の取り組み、こういう場合が発生したときには、もっと丁寧ですね。例えばこの借り入れによって、今19年で先ほど終わるということで確定をある程度認めていただきましたけど、この19年で終わるものが今回の新たな借り入れによって、例えば3年延びますよとかね。新たな事業の取り組みによって、また10年延びますよとかですね。そこら辺の説明をきちんと丁寧にさせていただきたいというのを、その確認を取り付けたいという思いでこういう質問をさせていただいてるんですが。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

住民説明のお話ですけれども、例えば今後ですね、税率を変更したりであったり廃止したりする場合、また、議員がおっしゃるような新しい事業を実施する上で、また改めて都市計画税を取りますよとか、もしいうことがあった場合は、そういった必要と判断した場合は、丁寧に対応をすべきだと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

あのですね。今まででも例えば高田南だけ見てもですね。毎年毎年新たな予算とか、補正予算の中で地方債の借り入れっちゃうことで、もうその枠に金額書き込まれて議会の提案されて一言の説明もなくですね。それはもう議会の質問もしてないのもよろしくないと思うんですが、そういうことでずっともうどんどんこう、借金といいますか、その起債が新たな借り入れがどんどん増えていっとるわけですね。私、いつだったか、去年の質問をした後だったと思うんですが、こんなにいつも簡単にも借りれるんですかという質問を、この場で恐らくこの場か自席から分かりませんが、してるんですよ。でもそれに対する明確な回答は頂いてないんですが、そこなんですよね。新たなこの枠に書き込めば借金できるんだというふうな判断でやられても、一番その責任を担っている納税者とか、議会の方は全然分からんわけですたいね。そこら辺をだから丁寧にやっていただけないかなということ。新たな事業なんていうのも今のところですね、以前、所管課に聞いたときには、当面行う予定はないということでしたので、そこら辺は心配してないんですが。あと、西高田線にしる、あと1年ですかね。残っていると聞きますし、高田南も何年か後、換地処分まで何年か少し事務処理が残ってるというのは聞いておりますのでね。仮にその中で新たな借り入れをしなければならないというのももう出たときにですね。きちんとこの今回の借り入れでこっだけ借り入れが増えて、支払い期間が1年なら1年延びますとかね。そういう説明をきちんとしてくださいということをお願いしてるんです。決して何か難しいことじゃないと思うんですよ。そういった中でやっぱり議会の方には、そらおかしいんじゃないかとか、そういう意見も聞きながらやっぱりそういうものは決定していくべきだと私は思ってるものですから、そういうことで申し上げておるつもりなんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

起債の借り入れにつきましては考え方が2つございまして、1つは財源不足ですね。もう1つは、将来の皆さまにも公平に負担していただくような事業、こういったときに判断をするわけですが、その必要性であったり、また将来負担、収支のバランスなどを総合的に判断をしております。ですから高田南とか西高田線に限らず起債を借り入れる必要があると判断したものににつきましては、起債の借り入れを決定しまして、それを議会の方に向けさせていただきますので、その場で判断を協議をしていただきたいと思います。と思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

議会の方に説明をするので判断をしていただきたいということで、だから当然議会の方もそういう提案があって、きちんとした説明をしていただければですね。そこに質問をしたり、そういうことができると思ってますので、そういうことで、きちんとした説明をまずしていただきたいということを申し上げてるつもりでございます。ちなみになんですが、昨日も同僚議員からA Iで調べたところということで質問があつておりましたけども、私もこの件で都市計画税を目的外に支出した場合の自治体の対応ということで調べてみたんですね。まずはですね。この真っ先に出てくるのが特別会計での管理で、用途をとにかく明確にしなければならないというのが書いてあるんですよ。この中で今まで町がやってるように予算書や決算書などへの注記だけでなく、住民に対し用途を明確にする努力が求められていますってことですね。私のところのA Iはそういうふうに答えてくれたんですね。だからぜひ丁寧にやっていただきたいということを申し上げて、よろしいですかね。先ほど答弁いただきましたけど、改めて丁寧に今後はこの借入れについては、丁寧に説明をしていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

議会もしくは住民の方に対して都市計画税の充当の用途、これは公表する義務ではありませんけれども、公表する必要があるということで、今現在、予算決算書またホームページ、広報等で周知をしておりますから引き続き丁寧に対応をしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

何かやっぱり認識が違うのは、広報誌等で議会も予算書と決算書の資料の中で、何か説明資料みたいに簡単に付けるだけで、聞かんなら説明も何もせんですね。広報誌で説明をしているということをあなた方は言われるんですけども、この分ですよ。これ見て分かるんですかね。都市計画税の1点だけ3億1,000、これいつのですかね。24年の10月号なんですけど、1点だけですね。都市計画事業費の財源内訳ということで、都市計画税いくらということが書いてあるんですけど。これを書かれたからって丁寧な説明にはならないでしょうということを言ってるんですよ。だから先ほど言うたように、新たな借入れをすれば、またこれだけ負担が増えますよとか、その負担がまた何年か分、支払いが延びますよとかですね、そういう説明をきちんとしてくださいって言うんですよ。なんで前段で私が都市計画税の負担は、どれだけ貢献してるのかというところを話をさせていただいたんですが、結局その負担を求められる納税者にしても当然の話じゃないですか。自分たちがずっとそれを払っていくわけですから。だからやっこの先ほど言われた令和19年で終わるとしていたものに、また上乘せされて、まだ返

済期間延びるといような話になりますと、もう納税者にしてみればもう新たな負債を背負わされたような話なんですよ、知らんうちにですね、それも。だからせめてそこは説明を受けた上で納得をさせてくださいということを申し上げているところでございます。ここはもういくら言っても一緒ですかね。一緒であれば次の3番目に行くんですが、よろしいですかね。

先ほど3番目の今度3番目の質問に移りますけども、先ほど高田南内の公民館の起債については、交付税措置率等の高い起債を活用する。他にもいろんな事情は説明をされたようですけど、だから私もこの措置率をちょっとお聞きしたくてですね。わざわざこの高田南の公民館を例に出して引っ張り出してきて質問しておるんですが、高田南に関しては一切分からないといような、今までの説明しか頂けなかったんですね。高田南は今建てて、今今の公民館とかの取り組みについての記載についての充当率とかを聞けば分かるんじゃないかなと思って、わざわざこれを引っ張り出してきて聞いてるんですけども。この高田南で今建てている公民館の交付税措置率というのは、どれくらいなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

高田南の公民館、交流センターですね。この分の交付税措置率でございますけれども、当初は公共事業等債で交付税措置率が20%から30%ぐらいの事業に対して今回財源組替をしまして、緊急防災減災対策事業債、これが交付税措置率は70%でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

大変高い措置率の起債を借りられてることで、私が実際聞きたいのは、こんなふうにしてある程度措置率が分かるのであれば一番低いときで20から30だったわけですよ、もともとが。まだ努力されて70%の措置率の起債を借りたということで、そういうふうに理解をするんですが。こんなふうにして分かるのであれば高田南、今まで借りてきた分の措置率も大体これぐらいのものを借りてきたんだということぐらい分かるんじゃないかなと思って、そういうことでちょっとお聞きをしてるんですよ。それに対しても全くその1番最初の所管事務調査で聞いたときには、不明だということで答えられてるんですよ。だから例えば1割、10%でも20%でも、少なくともこれぐらいでは借りれてると思いますぐらい言っていただければですね。120億円ぐらいの起債を借りてるわけですから。先ほど申しました地域開発事業債については、措置の対象にならないということも以前ちょっとお聞きをしておりますので、単純に120億円ぐらいの起債を別途借りていたとするならばですね。それに1割とか2割の措置率で交付税が措置されているんだなということ、そこらへんの見込額を私ちょっと知りたくてお聞

きをしているんですが、それは答えられないことなんですかね。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

3番目の質問の交付税措置額のお話ですけれども、先ほども答弁しましたように起債メニューとか充当率、また、交付税措置率もその年度によってさまざまです。ばらばらでございます。過去のデータが残っていないということと、以前は長与駅の周辺の開発事業も含めて起債を借りていましたので、高田南に関するものだけを出すというのがなかなか困難でございます。また、加えて交付税措置率相当分が丸々入ってくるのではなくて、普通交付税の算定基準に算入されるものでございますので、いくらかは措置されますけれども、正確な具体的な交付税措置額というのは、なかなか出すのが困難でありますから不明という回答をさせていただきました。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

なかなか高田の公民館については、これだけだということで答えていただけたんですが、高田南については、なかなか他の事業の分も重なった部分があるのかなんとかで、なかなか答えていただけないんですけども、直近でつい3年、4年前まで借りてましたよね、この高田南についても。そういうものの借り入れの充当率というのも昔のものじゃなくて、そういうのも分からないんですかね。直近でも一番身近なところで2年、3年ぐらい前は確か借りてると思うんですが、そういったものの起債の充当率というのも分かりませんか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

高田南に関する近々の起債でございますけれども、公共事業等債等を借りておりまして、その充当率は90%、措置率は20%から30%程度でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。もう直近のやつで20%ぐらいということですね。だから一番最初に今までの6年度までの財源内訳を聞いたときの一般財源の中に120億円ぐらいの起債が含まれているんだということの確認をとらせていただいたのも、最低でも2割ぐらいの措置率がされていれば、ここで24億円ぐらい入ってきとるわけですよ。これはあくまでも想定値ですので、私がただこう想定して言ってるだけの話なんです。だからほぼほぼですね、都市計画税とこの措置された交付税ぐらいの額で、これはあくまで

も交付税措置っていうのは、借入れを行ったから町がもたらされる交付税だと思ってるんですよ。借りてないなら入ってきてないわけでしょうから。だから一方で借りたことによって支払いをいつまでも長く求められてる納税者がいるというのも事実であって、その一方で、措置された交付税については、もう町の方が、まあこれはですね、確かに法でこういうものに使わなければならないという、その義務はないんですね。ただその借入れによってもたらされた交付税であれば、取りあえずはその事業に、都市計画事業とか区画整理事業とかに充当するとかですね。その返済に充てるとかですね。そういうのをまず優先的に私は考えていただけないのかなと思うんですよ。その一方でやっぱりその支払いにずっと毎年この納税をしている納税者がいるわけですから、それが終わるまでの間はですね、そういう対応をいただけないかなと思って、そういう質問をさせていただいたところです。特段これをしたからといって正確な数字を知らなければならないということで、別に特段の意味はありませんので、この3番目の質問は終わらせていただきますけども、4番目は、先ほど申されたように、時期が来れば対応をするということでしたよね。税率改正なども考えていくということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

はい。今議員おっしゃったように、今後事業費が都市計画税を下回るようなときには、税率の改正もしくは廃止というのを判断いたします。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。そしたら今日の一番肝心の5番目の質問なんですけど、正直申しましてあんまりこう聞いてって、ちょっと理解が難しかったんですが、私が申し上げてるのは目的外支出って言って、これは都市計画税、固定資産税、都市計画税のお知らせということで、納付書と一緒にこの町が送ってるこのピンクの紙なんですけど。ここに都市計画税は、街路や公園等の整備を行う都市計画事業等に関する費用に充てるための目的税ですということを明確に書いてあるわけですよ。だから都市計画税とは、何か先ほどこういうものに充てるもんじゃないとかですね、いう、なんか答弁で説明をされてましたけど、もうこれ以上でも以下でもないわけですよ。都市計画税とは、その目的のものに当てるものの税なんだということを明確にされてるわけなんです。それが他の目的に支出がされていたものが8年間で4億4,000万円ありました。これもそちら側の回答で私どもも初めて知り得たことなんですけども、そうであるならばですね、当然そこには一般会計を充てなければならなかったものだと思うんですね、今思えば。ところがそこに都市計画税を充てて精算を、決算も済ませて精算をしてしまってるということに

なりますと、当然そこに充てなければならなかった一般会計予算というのは浮いとるわけですよ。だからその分を全部積み上げて、今後の令和19年までであるこの償還表の、この償還表の下からずっといくらあったのかというのを入れ込んできて、そこまで終わらせてもいいんじゃないかというような質問なんですよ。だから何で言われましたかね。私もそういうような理解でちょっと質問したつもりなんですよ。なんか間違ってますかね。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

目的外充当の調整の話になりますけれども、あくまでも都市計画税は、一般財源で収入の1つでございますので、例えば事業の特定財源や起債の残高、あるいは起債の償還額などで調整できるものではございません。また、目的外充当分につきましては、実際に充当できる事業へ再充当、いわゆる振り替えを一般財源の中で調整をいたします。従いまして目的外充当分につきましては、起債の残高、その減少や償還期間の変更などで調整できるものではないということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

あまりにもその説明が難しすぎて私ちょっと理解できないんですが。要は目的外に使ったお金がこндаけありますよと、今から先その都市計画税で支払われなければお金がこндаけ残っとなりますよというところで、必ずそこに充ててくださいという、私は充てればどうかという、ごく一般的なやり方じゃないですか、そういうのは。それができないのかなとただ申し上げてるだけで、やり方はどう考えていただいても結構なんですよ。予算の原則からして単年度で決算を済まして、ここにこндаけ入れてきました。何年度はここにに入れてきました。何年度はここにこндаけ入れてきましたという、その累計が分かっているだけで4年間、8年間で4億4,000万円ありましたということ、これは事実なんですよ。私たちが言った数字じゃありませんので。だからもうその極端に言えば8年、9年前のものがですよ。なんか予算の組み替えとかなんとかいうのは、そういうものできるものなんですかね。私は何のためにそんなら決算認定なんていうのを議会にね、議案として上げて認定までとっておられるのかという、そんな簡単にできれば、そんな簡単にできるのかなと思って、ちょっと理解できないところがあるんですが。もうちょっと詳しく分かるように説明していただけますか。恐らく私も分かりませんが、他の方は分かっているのかもしれませんが、これ済んでしまった分は、もうどうにかなるっちゃう話なのかなというのもちょうと疑問に思ってるんですけど。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

例えば充当あふれ、要するに取り過ぎた場合ですね、都市計画税をですね、こういう場合の誤っていた場合の調整というのは、もちろん難しい。税率の改正につながるとは思うんですけども、この都市計画税の公表につきましては、決算書に付随する資料として一部分の公表部分ではございますけれども、間違っている部分につきましては、もちろん振り替える調整が必要だと考えております。今後も正しい公表をするとともに適切に処理をしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

制度上は今言われるようにちょっと理解は私はできないんですが、制度上はできないようなことを言われてるんだと思いますけども、この都市計画税を課税する、しない、これについては町の裁量に任せられてるということですよ。だから取る、取らないは、町の決定権にあるということなんです。だから理由はどうあれですね。こういう事情、事実があったんであればということ考えて、もうここでやめようかなんていうこともやろうと思えばできるわけじゃないですか。だから何ができないのか、何でできないのかというのが、もうちょっとよく分からないんですよ。やる必要がないという、間違っただけで支出はしてたけれども、やる必要がないということでの考えなんですかね。そういう考えでおられるのか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

やる必要がないとかいうことではなくて、目的外支出、目的外充当ということで何に充てるかの話になりますけれども、一般財源の中で調整をさせていただいて、他の事業に充てたとしても、先ほども言いましたように充当あふれであったり、取り過ぎであったり、そういったことはございませんので、その中で調整をさせていただくということです。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

確かに他の事業に正しく一般財源としてこの今充てたところに一般財源を充てて、都市計画税を正しくこの事業とか返済に充てていたとするならばですね。問題ないんですよ、今言われるように。それをしてなかったんでしょちゅう話ですよ。それをしてなかったからこういうことに、問題なんじゃないですかということを申し上げてるんですよ。そんな遑ってそういうできるって今初めて私もちょっと聞いたんですけども。分かりました。これももうあまりいろいろ言っても決着はしないんだと思いますので、こ

れはかなり先ほどの自治体の対応ということでA Iのところ調べましたらですね。国でも結構この目的外支出と先ほど申しました、これそのまま読みましようかね。国による課題認識としてましてですね。国も都市計画税の違法充当や余剰の有無を課題として認識しており、その把握解消のために措置を講じる必要があるとしていますということで、後で述べました余剰の有無というのは、先ほど率の改正とかで対応するということです、本町についてはその問題は出てこないだろうということで理解をしていますが、その前の都市計画税の違法充当というところは、法に基づかないところに支出をしたわけですから、だからそこについては何らかの措置を講じる必要があるとしていますということで、このA Iの回答がそういうふうに書いてあるんですよ。だからこれは国は何も言わんわけですかね。ただ、そういう事実が正確には分からんということですかね。長与町の実態っちゅうのは、分からんということですかね。分からんですよ。言うたらんなら分からんでしたいね。これぜひ国の方に照会していただいて、わが町でこういうことがあったんですよと、どういう措置をすればいいでしょうかぐらいはね。聞いていただくわけにいかんでしょうかね。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

はい。もちろんある程度調べた上での回答だったんですけれども、今議員がおっしゃるように国であったり、県であったり、こういった事案につきまして、再度お問い合わせ、研究をさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

再度、国に確認をしてくださるということで理解してよろしいですかね。分かりました。それであるならば、この6番目のこれも分からないということ、私はもう本当にあるのかなと思ってちょっと質問したところなんです、ひょっとすればたくさんあるのかもしれませんが、それは分かりませんが、これは国に聞かれましたでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福本税務課長。

○税務課長（福本美也子君）

この件につきましては、県の方に確認をさせていただきました。県の方から国の方にも確認をさせていただきまして、ないということで、分からないということで回答いただいております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

ぜひこの5番目を国に聞く機会をつくられるのであれば、6番目もぜひこれも参考までの話なんですよね。だからぜひついでにこれ聞いてくださいよ。教えてください。これども長与町だけが全国で1つだけとかという話ではないと思うんですけども。どんぐらいの自治体がもうその借金払いだけに都市計画税を課税をしているのかを私の中ではそんなにあるのかなあという感じがしたもんですから、ちょっとお聞きをしてくところなんです。これぜひ一緒に聞いてもらっちゃいかんでしょうかね。先ほどの5番の問題と一緒に。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

改めまして確認をしてみます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。そしたら次の質問に行きます。1点目の4カ所に16台設置しているということで、そこは理解をさせていただきます。2点目の8台は電気代のみの支出で、買い取り8台、8台はリースということで、恐らくこれは8台が買い取りで8台がリースなのかなという気がしてるんですが、どうなのかですね。買い取りの方が安くつくのか、それともリースでした方が、そういう試算をされておられるのか。

○議長（安藤克彦議員）

藤崎土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

全体が16台のうち8台が買い取りということで、残りの8台の分が土木管理課の所管になります。この8台の内訳としましては、長与駅に4台それと天満宮地下道に4台ということで設置をしております。当時ですね。リースと買い取りのどちらが、どちらの方が効果的かという検討をしたという記録はちょっと残っておりませんが、この長与駅と天満宮地下道については、役場から離れておまして常に映像を見るわけではございませんので、ふだん何かしらの不具合が起きたときにすぐ気付くことができないうということもありまして、保守のサービスを入れております。保守のサービスというのが年2回の点検と24時間体制での異常の検知ですね。それと修理の対応、無償の修理の対応といった保守のサービスを入れておりますので、その関係もありましてリースで契約をしております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

当時リースがいいか、買い取りがいいかの検討はしてないという、その当時がよく分

からないんですけども、何年前なのか、何十年前なのかですかね。私この質問をするときにいろいろちょっと少しだけ調べさせていただいたのが、最近はこの技術の進歩でかなりカメラあたりも安くですね、付けられるというようなことで、何かそういう先進地なんかも調べてみたんですけどね。これくらいなら整備していつでもできるんじゃないかなとも思いながらですね、こういう質問をちょっとさせていただいたんですけども。これもいろいろ言いませんけども、ぜひ今あるものも含めて、今後どういう設置がベストなのか、経済性にすぐれて結果を、結果といいますか、その実用性のその効果が出るのかとかですね。そういうのを検討されて、一回相当昔につけたものであるならばですね。そういう検討もされたがよろしいと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

確かにもうカメラの値段といいますか、価格っていうものが大分下がってきておりますので、その辺の検討はさせていただきたいとは思っております。ただ、先ほども申したようにですね。保守のサービスっていうものも入っておりますので、その辺の保守のサービスを加えた金額がどうなるのかとかですね。あとはその配線関係がありまして、その配線を撤去する費用とか、今度設置する費用とかも含めると新たな買い取りのが高くなったりとかですね。その辺も考えられますので、その辺を検討してですね。これが長期継続の契約になりますので、その長期契約の契約が満了を迎えるときに至ってはですね、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。3番目では確かですね。今後犯罪や迷惑行為の発生動向を踏まえ設置の使用について判断をしていくということでしたので、ぜひですね、判断をして、もし必要であれば計画立てて整備を進めていただきたいと思います。もう答弁要りませんので、これで質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時25分まで休憩します。

（休憩 15時04分～15時25分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、松林敏議員の①高田中学校グラウンドについて、②非常勤の特別職員に対する費用弁償について、③小規模修繕・維持工事等契約希望者登録制度についての質問を同時に許します。

6番、松林敏議員。

○6番（松林敏議員）

それでは早速質問に入りたいと思います。①高田中学校グラウンドについて。高田中学校グラウンドは、令和8年度から義務教育学校が始まると、小学校5年生から中学3年生までの5学年の児童生徒が利用する予定となっています。さらに将来的には小学1年生から中学3年生までの9学年が利用されることとなり、児童生徒にとっては、遊びの場であり、体育の学びの場であり、部活動の場となる非常に重要な施設となります。しかしながら、現在の高田中学校グラウンドは広い範囲で雑草が繁茂している他、トラック内にできた水たまりがなかなか引かないなどの課題が見受けられます。保護者や地域住民からも改善を求める声をお聞きしました。また先日開催された高田コミュニティ主催の運動会では、雑草に足をとられ転倒された方もいらっしゃいました。今後、児童生徒が安全安心に活動できる環境を整備するためにも、高田中学校グラウンドの改善は早急を実施する必要があると思いますが、考えをお聞かせください。

②非常勤の特別職員に対する費用弁償について。本町に設置されている委員会や審議会の委員の交通費について、本町の例規集の第5編給与、第1章報酬・費用弁償、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条に、「長与町農業委員会委員、長与町教育委員会委員、長与町選挙管理委員会委員、長与町監査委員並びに長与町固定資産評価審査委員会委員で委員会及び調査などのため出席したときは1日につき1,500円を、その他の機関の委員は1日につき1,000円を費用弁償として支給する」と記されています。しかし、委員会や審議会には有識者として遠方にお住まいの方に委員をお願いする場合がありますが、現行の規定では1,000円しか交通費が支給されず、実際の移動にかかる費用や時間に見合っていないケースが生じています。本町の委員会や審議会の運営にご尽力いただく方々に適切に報いるためにも、遠方からの参加者については、移動に要する時間や実際の交通費を考慮した費用弁償の在り方を検討すべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。

③小規模修繕・維持工事等契約希望者登録制度について。この制度は、本町が発注する小規模な修繕、維持工事等について、入札参加資格審査申請が困難な町内の小規模事業者を登録し、ここに登録された小規模事業者の積極的活用を図ることにより、当該事業者の受注機会の拡大と町内経済の活性化を目的とするものです。また、今年度から修繕工事の上限額が100万円以下、維持工事の上限額が200万円以下へ引き上げられ、制度の重要性は一層高まっていると考えます。そこで、この制度について以下の点を伺います。(1) 令和6年度に、小規模修繕・維持工事の発注件数及びその合計金額はそれぞれの程度あるのか。またそのうち土木一式の業種の発注数と合計金額をお教えてください。(2) 小規模修繕維持工事を発注する際に、業者の選定および請負金額の決定方法はどのように行われているのか、お教えてください。(3) この制度の趣旨に照らすと、小規模修繕維持工事は小規模修繕維持工事等契約希望者登録名簿に登録された業者に積極

的かつ公平性を持って平等に発注されるべきだと考えるが、現在の運用状況についてお教えてください。(4) 令和6年度に発注された小規模修繕維持工事のうち、土木一式の業種について、受注件数が多い上位3業者の請負件数とその合計金額をお教えてください。

(5) 受注の偏りが見られる場合には、受注の公平性を確保するための是正抑制策が必要と考えるがどうか、以上よろしく申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは本議会最後の質問者であります松林議員のご質問にお答えをいたします。なお1番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私からは2番目、3番目のご質問にお答えをいたします。まず2番目の質問で、この非常勤の特別職員に対する費用弁償についてというくくりのご質問でございました。本町の審議会等における委員の皆さまの費用弁償につきましては、ご案内のとおり現行条例で1,000円または1,500円と定めております。これらの委員の皆さまには委員就任に当たり、会議内容や回数、時間、報酬額、費用弁償額などさまざまな条件を事前にご説明をし、ご同意の上で就任していただいております。基本的には町内在住の方がほとんどで、一部近隣自治体からご参加いただいている状況でございます。今回遠方からご参加いただく委員につきましては、実際の交通費や移動時間に見合わないの、費用弁償の在り方を検討すべきではないかのご指摘でございますが、各種審議会全般に関わりますので、今後もこのようなケースが一定数発生するのか、またそのような会議への参加の仕方を工夫できないかなどなど、今後の状況を勘案しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、小規模修繕・維持工事等契約希望者登録制度についてということで、1点目が令和6年度小規模修繕等と、そのうち土木一式の発注件数および合計金額についてのご質問でございます。令和6年度一般会計における発注件数は468件、合計金額7,600万円でございます。なお工種分けをしていないため、土木一式の発注件数、合計金額については把握をしていないところでございます。2点目でございます。業者選定および請負金額の決定方法についてのご質問です。発注時の業者選定につきましては、修繕や工事の内容にもよりますが、本制度にご登録いただいている事業者に特に配慮しながら業者選定を行っておるところでございます。請負金額の決定方法でございますが、長与町財務規則にのっとり複数者から見積書を徴収し、そのうち最低の価格を提示した者へ発注をしておるという状況でございます。3点目の現在の運用状況についてのご質問でございました。本制度に関しましては、町ホームページへ名簿を記載し対外的な周知を図るとともに、職員に対しましては、庁舎内のポータルサイトなどを用いまして登録事業者の積極的な活用をお願いしているところでございます。また修繕などを発注する際には機会均等の確保を念頭に置きまして、本制度登録業者を中心に幅

広くお声かけをするよう心がけておるところでございます。その結果として、年間450件以上の発注実績につながっておりまして、一定の運用成果は上がっているのではないかなと考えております。4点目でございます。上位3事業者の請負件数と合計金額についてのお尋ねでございます。令和6年度一般会計における上位3業者につきましては、1位が56件、おおよそ1,480万円。2位が60件、おおよそ1,330万円。3位が121件、おおよそ1,290万円というふうな数字になっております。なお発注の際、工種分けを行っていないため、土木一式の集計はできてないわけでございます。5点目でございます。受注の偏りへの是正、抑制策の必要性についてのご質問でございます。受注の偏りの是正、抑制のための方策としましては発注の割り振りなどが考えられますが、受注機会の均等性確保を目的とした発注の割り振りは競争原理に背くこととなりますので、町では行いませんので発注の割り振りは実施はしておりません。現在事業者に見積もり依頼を行う際には、本制度登録業者に積極的に幅広く依頼を行うなど、受注機会の公平性確保の取り組みを行っているところでございます。今後も引き続き町内業者の保護育成と町内経済の活性化を目的とした小規模修繕・維持工事等契約希望者の受注機会の確保および受注拡大に向けまして、指導および周知に努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目、高田中学校のグラウンドについてのご質問についてお答えいたします。高田中学校のグラウンドにつきましては、義務教育学校制度の開始に伴い使用頻度が上がること、および地区コミュニティ活動においても従前より利用されていることは承知しております。ご質問のうち、グラウンドの雑草に関しましては学校管理の範疇に入るものがございますので、高田中学校に対し改善の指示を行ったところでございます。トラック内の水はけの不良に関しましては、排水設備の更新には多額の費用を要することとなるため、でき得る限りの対策を講じる予定です。高田中学校に限らず、町内の全ての学校のグラウンドの重要性につきましては、一様に認識をしているところでございますので、学校と連携し可能な限り対応を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

それでは再質問に移らせていただきます。まず大きな1番の高田中学校グラウンドに関する質問です。まずは情報共有していただく意味を込めて、高田中学校グラウンドの現状を説明させていただきます。高田中学校では、5月と9月にPTAが主体となって除草作業を行っていて、私も地域の人間として参加しているところでありますが、今年

の5月除草作業の時にグラウンドの方の雑草が荒れていることに気付きました、その時グラウンドの至る所に15センチから20センチの高さの雑草が生えていて、率直にこんな状況で体育の授業ができるのかなと疑問に思うほどの状態でした。そこで9月の除草作業の際に、もう自分のはり面の草刈りとかやめてグラウンドの方の除草をしようということで、土木管理課から中尾城公園で管理している自走式草刈機を借用して、グラウンド内の除草作業を行うこととしました。この機械でできるだけ短く刈り込んだのですが、運動するにはまだ不十分な仕上がりであり、授業や部活動を行うにはまだまだ劣悪な環境のかなと感じておりました。その後10月19日に高田コミュニティ主催のフェスタ in 高田という運動会が開催されたのですが、前日から続く雨で、天気が悪くてトラックの中に水たまりができていた所があったり、後日に水たまりがあった場所を確認したところ、黒ずんだ薄い膜状の藻が広がったような状態も見受けられました。また、フェスタ in 高田の開催時に恐らくテントなどの道具の搬入のために車がグラウンドに進入したことにより、ひどくぬかるんだ場所がありました。位置的には校舎とグラウンドを結ぶ動線で、陸上競技100メートル走の走路にもなる位置でありまして、大変申し訳ない話なんですけども、フェスタ in 高田に議員として参加した者として、今回のようなぬかるみについてはその場でならすなどして原状回復に努めるべきであったと後になって反省したところでした。後日その場所を確認したところ、ならさなかったからか凸凹のまま乾燥していて、歩くのにも足をくじけそうな状況でありました。この状態を直すには雨の日を待って、またぬかるんだ状態になった時にならすというふうにされると思うんですけども、本当にその時に直さなかったことで高田中学校には大変迷惑かけたなと思っております。自分なりの高田中学校のグラウンドの問題点として、雑草とぬかるみがあるのかなと思っています。まずは雑草についての話になるんですけども、長い年月をかけて今のような状態になったと思うので、今の校長が悪いとかそういう話ではないと思うんですよ。ただ、今高田学園が始まるというこのタイミングで、できたらリセット、きれいにして、その後草が広がらないような管理を高田が学園の方でやってもらえばいいなと思ってんですけども、その辺の来年の4月までに何かこうきれいに草むしりができるような方法、何か考えられてるかどうか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

教育長答弁にもございましたとおり、いわゆる雑草の除去に関しましては即時学校に対し対応の指示を行ったところです。先日見に行きましたが、後から高い草も生えてないような状況で刈り込んでいただいているのかなというところです。写真にお示しの広範囲に繁茂する雑草と形容されたものにつきましては、ひょっとしてですが芝生を指してのことなのかなというふうに思っております。もしそうなのであれば、この芝生化は13年ほど前に高田中学校が主体となりましてV・ファーレン長崎がホームタウン活動

として取り組んでいる芝生化プロジェクトにより芝生化を行ったものです。また高田中には人が乗れる乗用の草刈機と、先ほど松林議員もご用意していただいたようですが、自走式の草刈機が各1台ずつ配備をされております。これによって常時用務員の方には定期的な芝刈りはしていただいているというふうな認識でございます。とどのつまり定期的な管理という形でやっていきたいと思っております。芝生の管理につきましても、引き続き丁寧な作業をということで指示をしたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

ちょっと芝の話が出てたのであれなんですけど、芝生はグラウンドの端の方の一部に残ってるだけで、結構もうグラウンド自体は芝生じゃない草だと思うんですけども、何か横に根を張るような草がですね、雑草だと自分は思ってまして、これ芝生だったらば邪魔にもならないのかなと思うんですけども、どっちにしてもちょっと確認してもらいたいところですね。そういうことであれば、これが芝生だとしたらもう別に今の自走式草刈機とか乗って草を切るとかそういう機械で対応、根っこからやっつけてしまふとかいう対応はしないでもよろしいんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

現在の芝生の状況はもう芝生のままで残しておいた方がいいのかなというふうに現在のところでは考えているところです。特にその大きな理由としまして、椿林の区画整理含め近接地に住宅地が増えたことによって、砂の飛散防止という観点からも芝生を残すということは重要かと思っております。まさにその観点において、野球グラウンドのバックネット付近、従前はクラブ活動を行われてた際は刈り込んでいたということですが、今現在その理由において芝生化のままの状況にしているということで聞いております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

自分がね、9月のPTAの主催の除草作業の時にですね、あの時も結構高い草が生えてですね、やっぱり何かこう除去する必要があるのかなって自分は思ってたんですよ。学校の方でやるってことだったと思うんですけどね、自分から今回言いたかったのは、草刈作業って結構大変なのでマンパワーが十分必要な作業になるので、できれば保護者や、自分もですねやっぱり4月からきれいなグラウンドとして高田学園の開校というのを迎えたいという気持ちがあるので、ボランティアとして除草作業とかを行うのであれば自分も参加したいと思うし、保護者や地域の方々にもそういうお手伝いをしてもいいと考えている人いっぱいいると思うんで、他自治体の事例とか見てもですね、やっぱり

自分の地域のグラウンドを自分たちできれいにしようという動きもあるので、そういったことも考えたらいかがかなと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

高田中学校も含め町内全ての学校においてPTAの皆さん、そして地域の皆さんに除草活動と清掃活動をしていただいております。おかげさまをもちまして、子どもたちの安全な学習環境が整えられていることと思います。誠に感謝を申し上げる次第です。頂きましたご提案を学校の方にも伝えたいと思います。その後対応についてはまた改めて地域の方にもつまびらかになるのかなというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

それでは次にぬかるみについて質問したいと思います。高田中学校は今年30年を迎えた町内では一番新しい学校であって、一番新しいグラウンドであるにもかかわらず水たまりやぬかるみができると、そういった要因をちょっと調べたところ、どうも新しいグラウンドの方がぬかるみができやすいという現象は全国的によくある現象であると。昔のグラウンドは真砂土や山砂などの水はけのよい土を厚く敷いて強く締め固めていたのに対して、近年のグラウンドでは砂ぼこりが立ちにくいけれど、水はけの悪い粘土分の多い土が使われるようになったり、足を痛めるとの理由からあまり固過ぎないように仕様になっているなどの理由から、新しいグラウンドの方がぬかるみができやすいという状況があるようです。粘土分が多い土は水を含んで乾きづらいということから、高田中学校のグラウンドもこのような原因によってぬかるみができるようなことになってるのかなと思ってます。ちなみに同じような理由で雑草も生えやすい状況なのかなとも思ってます。高田中学校のグラウンドを造る時には、恐らく真砂土に塩化カルシウム、昔でいうにがりですね、などを混ぜてローラーで踏み固めるなどの方法で整備されていると思いますけども、現在はそのグラウンドが締め固めた土がほぐれて、ぬかるむ場所が数カ所あります。これは経年劣化ではないものと、老朽化によって修繕が必要な状態であるのかなと自分は思ってます。グラウンドの大部分は雑草さえなくなれば問題がなく使用できると思ってますが、来年度からクラスの数とかも増えて、グラウンドとして広く使う機会があるのかなと思うので、できたら今現在ぬかるみが見られるような場所については早くに調査を行って、どのような状況であるか、どのような修繕方法で直していけるのかとか、そういうのを検討していくべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

写真に示していただいておりますその当時の状況ですが、おっしゃられたように前日の降雨と結構多数の車両の進入で切り返すなどを行ったことにより、一時的にそのような状態に悪化したものというふうに確認をしております。町内全ての学校に当然グラウンドございますが、そこと比較しても常時危険なレベルではないと判断はしております。ですので、ぬかるみや不陸が生じやすい箇所ございますので、今までどおり日常的な管理は十分にやりつつ、必要な箇所への砂入れなど対策を、今現時点も学校にはしていただいておりますが、継続的にやるということ、当然それよりも踏み込んだ対応が必要ということであれば、学校とも連携しながら必要な予算化というのを検討していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

そうですね。ゆくゆくはやっぱり小学校1年生から使われるグラウンドだと思うんで、ぜひとも注視して対応していただきたいと思っております。

それでは大きな2問目に移ります。自治体の審議会や委員会の委員には適任の方に気持ちよくお引き受けいただけるようにすることが重要であると考えて、その観点から質問することにしたんですけども、遠方にお住まいでありながら本町の審議会や委員会の委員をお引き受けいただいた方には、その厚意を酌んだ対応が必要だと感じたところがあります。しかしながら通告書を出した後にヒアリングをさせていただいて、諸所の事情をご理解の上でお引き受けいただいているのであれば、あまり踏み込んだ議論をするのはやばであるという認識に至っております。そこで今回は、今後を見据えた議論としてお尋ねします。例えば本町で、今後有害鳥獣対策や公共施設の更新などの新たな委員会や協議会を設置される場合も想定されると思っておりますけれども、その際に県外や遠方の大学教授や専門の方に委員をお願いしたい場合、適任な人がいたとした場合でも現行の費用弁償1,000円では招聘が難しく、頼みづらいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

現在本町の委員を務めていただいております方につきましては、多くの町民の方にご就任をさせていただいております。一方で、議員ご指摘のとおりその専門性がその方にしか持っていないという限られた方におきましては、遠方からお願いせざるを得ない場合もあります。費用弁償につきましては、他の委員との均衡を保つことから、一律の支給ということでご理解をいただいていると考えております。また遠方の方につきましては、ウェブ会議やその他の方法で会議等への参加を検討していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

一応委員会や審議会というものは、本町の行政運営に対する答申やアドバイス、助言を頂くという大事な機関でありまして、やっぱり委員の方には長与町に来てもらって見てもらって、長与町について知ってもらって、その上でいろいろ判断をしてもらうことが大事かなと思ってまして、やっぱりICTばかりではなかなか意図が酌めないのかなって思う部分もあるので、その辺についてちょっと考えた方がいいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

議員ご指摘のとおり、町の状況をより深く知ってもらいたいということで、そういったことが望ましいとは考えております。そのためには委員等の就任については町内、町外を問わず、審議する内容はもちろん、町の実情等も十分に理解していただいて委員に就任していただいていると考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

大きな3番目に移りたいと思います。小規模修繕・維持工事等契約希望者登録制度について伺います。私自身も小規模な建設業を営んでいることから、この制度のありがたさや有用性を強く認識していきまして、建設業の組合の総会の場においても、組合員の皆さまにこの制度を積極的に活用していただくようお願いしたりもしているところです。また今年度からこの制度を利用できる工事の上限額が大幅に引き上げられたことで、今後この制度を利用した発注が一層増えることが見込まれます。その観点から、改めて再質問を進めさせていただきます。前段としてまず本年度から修繕工事の上限額が50万円から100万円に、維持工事の上限額が130万円から200万円に引き上げられていますが、この上限額の見直しの背景と、そもそも修繕工事と維持工事の違いについてちょっとお示してください。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長

○契約管財課長（永野英明君）

1点目の金額の見直しの背景でございますけれども、昨今の物価高騰とか事務の効率化、こういった観点から今年の4月に国の方で地方自治法施行令の一部改正というのが行われまして、少額随意契約の限度額、こちらが引き上げられております。具体的にいきますと、工事であれば3月まで令和6年度までは130万円、このラインがあったん

ですけど、これが200万円以上を指名競争入札で行おうと。逆に言えば200万円までは随意契約によることができるというふうに変ったところでございます。それに併せて、こちらの制度の限度額も随意契約の限度額と同じラインに合わせたという次第でございます。それからちょっと2番目の質問の方なんですけど、修繕と維持工事の違いですね。修繕は基本的に物品の修繕、それから部品の交換、あと建物などの小修繕ですね、クロスの張り替えとかそういった部分かなと思うんですけども、そういったものという分類でございまして、維持工事は現状を回復するためのもの、既存のもので例えば道路に穴が開いていたらレミファルトで埋めたりとか、そういったのが維持工事に当たるのかなと思うんですけど、それとかあとメンテナンスですね、そのものを長く維持するための工事ですね。建設工事っていうとこと大きく違うのが、この維持工事については建設業の許可が不要ということになって、そこが一番大きな違いかなと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

先ほど町長の答弁で（2）の質問の答弁で、業者の選定において見積もりをお願いする業者、複数の業者に見積もりをいただくという話だったと思うんですけども、何者ぐらいから見積もりを取るのかっていう何かルールみたいのがありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

長与町財務規則の方で、10万円を超えるものは2者以上ということで2者以上という決まりがあるだけで、それ以上の決まりはございません。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

昨年度まで、令和6年度までは130万円を超える維持工事は指名競争入札で行われていたものと思われるんですけども、その場合は多分10社程度の入札によって参加資格を有する業者で入札が行われていたものだと認識しているんですけども、この方式は一定数の事業者が参加することによって、競争原理によって、制度による受注機会の拡大といったものにもつながっていたものと思います。同様にやっぱり小規模修繕工事でも200万円以下って結構金額でかいと思うんですけども、そういった中でやっぱり見積もりをお願いする業者の数を増やすことで、工事金額が大きいほど競争原理や受注機会の拡大の効果も期待されると思いますので、自分の提案なんですけども、そのため例えば150万円以上、100万円以上、50万円以上といった区分ごとに最低限の見積もり参加業者数を設定してはどうかと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

ご提案ありがとうございます。修繕とか維持工事の方なんですけど、緊急を要する場合も多ございますし、また工事の種類によって登録されている業者の数、こちらにもちょっと限りがございますので、金額の大小といいますか多寡によって参加者数を設定するっていうことは、なかなかちょっと難しい部分もあるかと思うんですけど、目安としてそういった設定とかいうのは一定できるのかなと。またあと工期に一定余裕があるようなものはできるだけたくさんの方から、数は限らずに、できるだけたくさんの方から見積りを徴するような、そういったことをこちら担当課としましても庁舎内のポータルサイト等で各課へ周知をしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

明確な数字とかの設定とかはなかなか難しいかもしれないですけども、100万円以上とかはやっぱり2者で見積もりだけするとかそういうのはちょっとやっぱり乱暴というか、もうちょっと丁寧にやってほしいのかなと思うんで、常識の範囲内でやってもらえればと思います。それで（1）で、令和6年度の小規模修繕・維持工事等契約希望者登録制度による発注件数ですね468件、あと7,600万円という総額を伺いました。現状ではこのような情報の公開が十分ではないと自分は思っております。住民の方はもちろんこの制度に登録している業者であっても、どのような工事がどのような場所でのような金額で行われているのか把握できない状況にあると思います。これで（3）と（5）の質問に対する自分なりの提案なんですけども、業者名までは公表する必要はないと思いますけども、工事名、工事場所、契約金額についての公表をしてはどうかと考えます。工事の内容と金額が明らかになることで、この制度の参加業者の増加、参加したいという気持ちを誘発するような形になるのかなと思っております。参加事業者の増加も見込めるし、受注金額の適正化にもつながると思います。考えをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

今議員がおっしゃられたようにすることによって透明性というのも高まると思いますし、参加者を増やすっていうところにつながるとは思うんですけども、件数について最初説明があった500件近くの件数がありますし、いろんな所管にわたっておりますし内容も多岐でございます。それはちょっと一つ一つの公表というのは全部多分手作業になってくると思うので、なかなかちょっと厳しいのかなというところがございます。ただやはりそういった年間にこのくらいの件数があって、上位のところはこれくらいの

受注をされてとか、そういったものの公表辺りはちょっと検討、研究していった方がいいのかなど。あと、ホームページだけじゃなくて、広報ながよですね、こちらの方にこういった登録者がおりますよということで載せるか、QRコードを載せてそちらを見てくださいということで、町民の皆さまへのPRにもつながると思いますし、参加業者の増にもつながることがちょっと期待できるのかなとは思っています。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

他の自治体の事例とかもですね研究していただいてですね、やっぱり金額が上がったことによってピリつくといいますか、結構デリケートなところだと思うんですね、情報公開もやっぱり期待したいと思います。以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

以上で松林敏議員の一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時05分）